

岩手大学獣医学部・東京農工大学農学部  
共同獣医学科  
設置の趣旨等を記載した書類

## 目 次

1	設置の趣旨及び必要性	3
1-1	岩手大学獣医学部の設置の趣旨及び必要性	3
1-2	岩手大学獣医学部・東京農工大学農学部共同獣医学科の設置の趣旨 及び必要性	7
2	学部・学科の特色	12
3	学部・学科等の名称及び学位の名称	16
4	教育課程の編成の考え方及び特色	17
5	教育方法、履修指導方法及び卒業要件	23
6	実習の具体的計画	24
7	就業体験実習（学外実習）の具体的計画	26
8	取得可能な資格	27
9	入学者選抜の概要	27
10	教育研究実施組織の編成の考え方及び特色	30
11	研究の実施についての考え方、体制、取組	32
12	施設、設備等の整備計画	33
13	2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画	35
14	管理運営	35
15	自己点検・評価	36
16	情報の公表	38
17	教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	40
18	社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	41

## 岩手大学獣医学部・東京農工大学農学部共同獣医学科 設置の趣旨等を記載した書類

### 1 設置の趣旨及び必要性

#### 1-1 岩手大学獣医学部の設置の趣旨及び必要性

岩手大学では「岩手大学ビジョン 2030」を策定し、より良い未来を創造する「地域の知の府」「知識創造の場」として、地域に頼られ、尊敬され、愛される大学を目指すこととしている。当該ビジョンを踏まえ、第4期中期目標・中期計画においては、「地域連携プラットフォームを活用した地域社会、多様なステークホルダーとの連携強化」、「東日本における中核的拠点である産業動物関連教育（獣医・畜産学）及び東日本大震災の地域課題に対応した防災・まちづくり分野ならびに水産分野、次世代農業分野など、地域の持続的発展に資する教育プログラムへの改編・整備」を実施することとしている。

岩手大学農学部では、これまで農学を中心に6学科体制により教育・研究を行い、地域に根差した実学教育を推進することで、東北地域の農業振興及び技術開発、農業指導者、教育者等を育成してきた。一方、獣医学の教育理念は国際通用性及び専門深化が基本となっており、全国一律で獣医学教育の質を担保する必要性から全国獣医系大学関係者協議会及び文部科学省の支援により2011年に「獣医学モデル・コア・カリキュラム」が制定された。また、世界的には、国際通用性、かつ高度な専門性を有する獣医師の育成が求められており、その教育体制の構築が求められている。すなわち、世界の獣医行政・獣医学教育を司る国際獣疫事務局（OIE；通称WOAH）は、2010年に国際的通用性を備えた人材を養成すること、世界の獣医系大学の教育の質を担保することを目的として「高品質な国の獣医サービスを提供するために必要な最低限の獣医学生が卒業時に身につけるべき資質（Day One Competency）」を策定し、日本を含む世界のOIE加盟国に提示した。このような世界的な獣医学教育を巡る情勢の中、岩手大学は日本有数の畜産県にあり、これまで充実した畜産教育、産業動物獣医学教育及び東日本地域における産業動物獣医師の卒後教育を担ってきた豊富な実績を有している。今後、国際通用性を有する獣医学教育の実現に向け、獣医学領域におけるガバナンス体制の強化、そして地域の要請に応える獣医学教育を実現するため、岩手大学農学部共同獣医学科を改組し獣医学部を設置する。

具体的には、獣医学教育体制の充実として、東京農工大学と連動した共通教育科目の削減（44単位から30単位に削減）することで専門科目の前倒し開講（1年前期から専門科目6科目9単位を開講）が可能となるほか、新たな専門アドバンス科目（産業動物を中心とする臨床獣医学科目、衛生管理を中心とする応用獣医学科目、研究を中心とする基礎獣医学科目）の開設を行う。なお、獣医学

部附属産業動物臨床・疾病制御教育研究センター（FCD）を中心に充実した参加型臨床実習（産業動物）を展開するとともに専門アドバンス科目でも臨床教育を行うことが可能となる。

また、地域の要請である産業動物獣医師の安定的育成・輩出に向け、基礎ゼミナールにおける産業動物観察実習、産業動物解剖学等により低学年次からの産業動物獣医師への意識付け、農学部動物科学コースと連携した畜産学関連講義を開講することで産業動物臨床への意識付けを行う。

さらには、学部化に伴うガバナンス強化により海外獣医系大学との学部間連携が可能となり、獣医学部の意思による連携深化が容易となる。このことは本学獣医学研究のグローバル化、国際通用性ある教育の実現に大いに資するものである。

これら教育体制の充実により学生の学修意欲、研究意欲並びに大学院進学意欲の向上を実現する。

以上の取り組みにより地域が抱える社会的要求に応えることができる高度専門職業人の育成並びに次代の産業動物獣医学教育を支える産業動物臨床分野の研究者養成を実現する。

なお、岩手大学獣医学部では以下の3つのポリシーを掲げ、国際通用性ある高度な専門性を有する獣医師を育成する。

※ 別紙1：岩手大学獣医学部設置の概要

(1) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

教育目的に則り、所定の教育課程を修了し、以下の各項目を身につけた学生に「学士（獣医学）」の学位を授与する。

（知識・理解）

- 1) 獣医師としての責務を遂行するために、動物の健康・福祉、公衆衛生などに関する高度な専門知識を修得している。

（思考・判断）

- 2) 獣医学領域に関わる課題について、生命科学を基礎とした知識と技能を用いて論理的に判断できる。

（関心・意欲）

- 3) 獣医師として国内での責務を果たすのみならず、国際的視野を有している。
- 4) 地球規模での感染症対策や畜産物の安全確保等に対して貢献出来る知識を修得しており、意欲も有している。

（態度）

- 5) 幅広い専門知識や技能に基づいた説明ができる。

6) 倫理性も備えた行動規範を身につけており、適切なコミュニケーションができる。

(技能・表現)

7) 高度な専門知識に基づいて修得した獣医学領域で必要な技能を実践できる。

8) 論理性と倫理性を兼ね備えた行動規範を身につけている。

## (2) 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

獣医学教育モデル・コア・カリキュラムに基づいた教育課程を実施することに加え、人類と動物の健康と福祉に貢献するという理念に基づき、高度獣医療の提供、人類の健康と食の安全、ならびに生命科学研究の発展に活躍できる国際的な視野を持つ人材を育成することを目的として、以下のカリキュラムを編成している。

(知識・理解)

1) 獣医師としての責務を遂行するために、動物の健康・福祉、公衆衛生などに関する高度な専門知識を修得するため、専門科目の履修を必修としている。

(思考・判断)

2) 獣医学領域に関わる課題について、生命科学を基礎とした知識と技能を用いて論理的に判断できるように、共通科目の履修を必修としている。

(関心・意欲)

3) 獣医師として国内での責務を果たすのみならず、国際的視野を有することができるよう、海外研修などを配置している。

4) 地球規模での感染症対策や畜産物の安全確保等に対して貢献出来る知識を修得するために、人獣共通感染症や食品衛生関連の科目を配置している。

(態度)

5) 幅広い専門知識や技能を身につけるため、各種実習、演習を配置している。

6) 倫理性も備えた行動規範を身につけており、適切なコミュニケーションができるようになるため、共用試験の受験を必修としている。

(技能・表現)

7) 高度な専門知識に基づいて修得した獣医学領域で必要な技能を実践できるように、総合臨床実習や公衆衛生実践実習などの現場での実習を配置している。

8) 論理性と倫理性を兼ね備えた行動規範を身につけられるように、獣医倫

理や獣医学概論の様な導入科目を配置している。

### (3) 入学者に求める資質 (求める学生像、アドミッション・ポリシー)

獣医師は人類と動物の健康と福祉に貢献するという理念に基づき、高度獣医療の提供、人類の健康と食の安全、生命科学研究の発展に活躍できる国際的な視野を持つ人材を育成する。

(知識・技能・理解・思考力・判断力・表現力)

- 1) 獣医学を学ぶに相応しい基礎学力を有する人。
- 2) 動物の生命現象と病態に関する課題を探究し、グローバルな視野から論理的に解決する思考力を有する人。

(関心・意欲・態度・主体性・協同性)

- 3) 動物の生命現象と病態に関心を持ち、それを継続して探究しようとする意欲のある人。
- 4) 自己を啓発し実行力に優れ、獣医学の発展ならびに社会に貢献しようとする意欲のある人。
- 5) 獣医師として、国際的な交流・協力を推進し、世界に学び世界に貢献しようとする意欲のある人。

## 国際通用性かつ高度な専門性を有する獣医師の育成

### ディプロマ・ポリシー

- ・ 獣医師としての責務を遂行するために、動物の健康・福祉、公衆衛生などに関する高度な専門知識を修得している。
- ・ 高度な専門知識に基づいて修得した獣医学領域に必要な技能を実践できる。
- ・ 論理性と倫理性を兼ね備えた行動規範を身につけている。
- ・ 獣医師として国内での責務を果たすのみならず、国際的視野を有している。
- ・ 地球規模での感染症対策や畜産物の安全確保等に対して貢献出来る知識を修得しており、意欲も有している。
- ・ 幅広い専門知識や技能に基づいた説明ができる。
- ・ 倫理性も備えた行動規範を身につけており、適切なコミュニケーションができる。
- ・ 獣医学領域に関わる課題について、生命科学を基礎とした知識と技能を用いて論理的に判断できる。

### カリキュラム・ポリシー

- ・ 獣医師としての責務を遂行するために、動物の健康・福祉、公衆衛生などに関する高度な専門知識を修得するため、専門科目の履修を必修としている。
- ・ **6年間を通じての全ての専門科目**
- ・ 高度な専門知識に基づいて修得した獣医学領域に必要な技能を実践できるように、総合臨床実習や公衆衛生実践実習などの現場での実習を配置している。
- ・ **総合参加型臨床実習Ⅰ～Ⅵ (5年次)、行政体験実習 (2～4年次)**
- ・ 倫理性も備えた行動規範を身につけており、適切なコミュニケーションができるようになるため、共用試験の受験を必修としている。
- ・ **共用試験vetCBT、vetOSCE (4年次終了時)**
- ・ 獣医師として国内での責務を果たすのみならず、国際的視野を有することができるよう、海外研修などを配置している。
- ・ **海外実習 (3～5年次)**
- ・ 地球規模での感染症対策や畜産物の安全確保等に対して貢献出来る知識を修得するために、人獣共通感染症や食品衛生関連の科目を配置している。
- ・ **人獣共通感染症学、食品衛生学、環境衛生学等 (3年次)**
- ・ 幅広い専門知識や技能を身につけるため、各種実習、演習を配置している。
- ・ **基礎系(解剖、生理等 1～2年次)、応用・病態系(微生物学、病理学等 2～3年次)、臨床系(内科、外科等 3～4年次)の各実習、獣医学演習(4～5年次)**
- ・ 論理性と倫理性を兼ね備えた行動規範を身につけられるように、獣医学倫理や獣医学概論の様な導入科目を配置している。
- ・ **獣医学倫理、獣医学概論 (1年次)**
- ・ 獣医学領域に関わる課題について、生命科学を基礎とした知識と技能を用いて論理的に判断できるように、共通科目の履修を必修としている。
- ・ **大学導入基礎科目、外国語科目、人文社会科目、理数系基礎科目等 (1～2年次)**

### アドミッション・ポリシー

- ・ 獣医学を学ぶに相応しい基礎学力を有する人
- ・ 動物の生命現象と病態に関する課題を探究し、グローバルな視野から論理的に解決する思考力を有する人
- ・ 動物の生命現象と病態に関心を持ち、それを継続して探究しようとする意欲のある人
- ・ 自己を啓発し実行力に優れ、獣医学の発展ならびに社会に貢献しようとする意欲のある人
- ・ 獣医師として、国際的な交流・協力を推進し、世界に学び世界に貢献しようとする意欲のある人

## 1-2 岩手大学獣医学部・東京農工大学農学部共同獣医学科の設置の趣旨及び必要性

我が国の獣医学教育を取り巻く環境は、近年の食の安全確保、人獣共通感染症への対応、獣医療ニーズの多様化・高度化などへの対応がせまられている。世界の獣医学教育の潮流としては、欧州連合において獣医学教育の大幅な改革により、共通基準と評価のシステムが構築されている。国際獣疫事務局（OIE；通称WOAH）は、より専門性の備わった獣医師が生み出せるように獣医学教育を変えていくことを目的として、2010年に「高品質な国の獣医サービスを提供するために必要な最低限の獣医学科卒業生が身につけるべき資質（Day One Competency）」を策定し、防疫需要等の増大に対応しうる国際的通用性を備えた人材の養成を求めている。

また、平成23年3月には文部科学省の「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」において獣医学教育の改善・充実方策についての意見のとりまとめが示され、その中で高度な実践力を備えた獣医師の養成が、獣医学教育の喫緊の課題・責務であることを前提としたうえで、新たな感染症等の社会ニーズに対応した人材の高度化、獣医師養成の国際通用性確保、我が国の獣医師の現状を踏まえた対応（職域偏在の解決に向けた産業動物分野の魅力向上、高度な実践力を有する獣医師養成）、我が国の大学教育改革（高等教育の質保証）を踏まえた教育内容・方法の改善促進等を課題として挙げており、それらに対する基本的方向性とその具体的方策として、モデル・コア・カリキュラムの策定、分野別第三者評価の導入、共同学科の設置等による大学間連携の促進による教育研究体制の充実等を挙げている。

一方、獣医師に対する社会的需給については、「獣医師の需給に関する検討会報告書（農林水産省、平成19年5月）」において、伴侶動物の診療獣医師数は、ほぼ充足もしくはやや過剰とされているものの、2010年におけるイヌの飼育頭数は1,277万頭（推定値）、ネコの飼育頭数は1,088万頭（推定値）を数え、年間診療回数は平均でイヌ3.3回、ネコ2.0回となっており、獣医療技術の高まりに伴うイヌ、ネコの高齢化、コンパニオンアニマルとしてのイヌ、ネコに関する飼育者の高まりなど、基幹病院としての大学附属動物病院の機能付与などによる、高度な先端的医療技術開発のニーズが高まってきている。また、産業動物診療の獣医師数は約600名程度不足し、家畜衛生や公衆衛生分野における公務員獣医師数は、その定員数に変化はないとしても、退職者数をカバーできない新規就業者数で推移し、慢性的な要員不足に陥るとされており、獣医師の職域偏在化の是正が求められている。さらに、口蹄疫対策検証委員会報告書（農林水産省、平成22年11月24日）においては、産業動物に

対する獣医学教育でその意義や魅力についての教育機会が少ないこと、大学での実習や卒業研修が不十分であることなどの教育システムの不備から獣医師の職域偏在化が進んでおり、獣医学系大学における産業動物に関する実習の強化、研修の強化などにより産業動物に関する獣医療体制を実効あるものとするように強化推進すべきとの指摘がなされている。

具体的には次のような点が既存の獣医学課程又は獣医学科における獣医学教育の課題として挙げられている。

- ・ 獣医師の職域や社会的役割、関連法規、獣医倫理等を扱う導入教育のあり方
- ・ 学生への動機付けや獣医学教育に対する理念醸成のあり方
- ・ 実践的な教育として、応用分野や臨床分野に係る教育内容の高度化
- ・ 基礎・応用・臨床の全分野における実習内容を強化し、理論から実践へ繋げる教育体系の充実
- ・ 応用・臨床分野の講義科目や実習科目で取り扱う内容の高度化
- ・ 実習段階における施設整備が不十分であり、実習の機会が確保されていない。
- ・ 近年の学問の進展や社会ニーズの高まりから新たに必要性の高まった分野は、専門性のある教員の不足や共通的なテキスト等の未整備等の理由から、教育内容・教育体制がともに不十分であるなどの獣医学教育の高度専門職業人養成に向けて克服すべき問題が多数存在している。

こうした現状分析や内外の動向を踏まえ、獣医学教育の諸課題等を解決するために、東日本における産業動物獣医療の教育に実績を有する岩手大学と首都圏を中心とした伴侶動物獣医療の教育の実績を有する東京農工大学が協力して、一大学では成しえることができない臨床分野や公衆衛生分野の強化をはじめとする複雑化・高度化する獣医療に対応した実践的な獣医学教育と、獣医学教育モデル・コア・カリキュラムを基盤とした獣医学教育を実施し、高度な知識と技術を併せ持った、国際的通用性のある獣医師を養成するため、平成24年度から岩手大学・東京農工大学農学部共同獣医学科を設置し、これまで多くの獣医師を育成・輩出してきた。

今般、岩手大学では獣医学部を設置し、獣医学教育に関するガバナンスを強化するとともに産業動物獣医学教育体制を強化するが、岩手大学と東京農工大学の緊密な教育連携のもと、スケールメリットを生かし、優れた人材を養成する教員配置体制を構築するとともに、国際水準にある獣医学教育を行うためには引き続き両大学の特色ある教育資源を効果的に活用し、国際的水準を満たす獣医学教育体系を構築することが重要であり、岩手大学獣医学部と東京農工大学農学部の間でこれまで同様に共同獣医学科を設置することが

必要である。

なお、岩手大学獣医学部共同獣医学科、東京農工大学農学部共同獣医学科ではそれぞれ以下のポリシーを掲げ、国際通用性ある高度な専門性を有する獣医師を育成する。

岩手大学獣医学部共同獣医学科

(1) 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

教育目的に則り、所定の教育課程を修了し、以下の各項目を身につけた学生に「学士 (獣医学)」の学位を授与する。

(知識・理解)

- 1) 獣医師としての責務を遂行するために、動物の健康・福祉、公衆衛生などに関する高度な専門知識を修得している。

(思考・判断)

- 2) 獣医学領域に関わる課題について、生命科学を基礎とした知識と技能を用いて論理的に判断できる。

(関心・意欲)

- 3) 獣医師として国内での責務を果たすのみならず、国際的視野を有している。
- 4) 地球規模での感染症対策や畜産物の安全確保等に対して貢献出来る知識を修得しており、意欲も有している。

(態度)

- 5) 幅広い専門知識や技能に基づいた説明ができる。
- 6) 倫理性も備えた行動規範を身につけており、適切なコミュニケーションができる。

(技能・表現)

- 7) 高度な専門知識に基づいて修得した獣医学領域で必要な技能を実践できる。
- 8) 論理性と倫理性を兼ね備えた行動規範を身につけている。

(2) 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

獣医学教育モデル・コア・カリキュラムに基づいた教育課程を実施することに加え、人類と動物の健康と福祉に貢献するという理念に基づき、高度獣医療の提供、人類の健康と食の安全、ならびに生命科学研究の発展に活躍できる国際的な視野を持つ人材を育成することを目的として、以下のカリキュラムを編成している。

(知識・理解)

- 1) 獣医師としての責務を遂行するために、動物の健康・福祉、公衆衛生などに関する高度な専門知識を修得するため、専門科目の履修を必修としている。

(思考・判断)

- 2) 獣医学領域に関わる課題について、生命科学を基礎とした知識と技能を用いて論理的に判断できるように、共通科目の履修を必修としている。

(関心・意欲)

- 3) 獣医師として国内での責務を果たすのみならず、国際的視野を有することができるよう、海外研修などを配置している。
- 4) 地球規模での感染症対策や畜産物の安全確保等に対して貢献出来る知識を修得するために、人獣共通感染症や食品衛生関連の科目を配置している。

(態度)

- 5) 幅広い専門知識や技能を身につけるため、各種実習、演習を配置している。
- 6) 倫理性も備えた行動規範を身につけており、適切なコミュニケーションができるようになるため、共用試験の受験を必修としている。

(技能・表現)

- 7) 高度な専門知識に基づいて修得した獣医学領域で必要な技能を実践できるように、総合臨床実習や公衆衛生実践実習などの現場での実習を配置している。
- 8) 論理性と倫理性を兼ね備えた行動規範を身につけられるように、獣医倫理や獣医学概論の様な導入科目を配置している。

### (3) 入学者に求める資質 (求める学生像、アドミッション・ポリシー)

獣医師は人類と動物の健康と福祉に貢献するという理念に基づき、高度獣医療の提供、人類の健康と食の安全、生命科学研究の発展に活躍できる国際的な視野を持つ人材を育成する。

(知識・技能・理解・思考力・判断力・表現力)

- 1) 獣医学を学ぶに相応しい基礎学力を有する人。
- 2) 動物の生命現象と病態に関する課題を探究し、グローバルな視野から論理的に解決する思考力を有する人。

(関心・意欲・態度・主体性・協同性)

- 3) 動物の生命現象と病態に関心を持ち、それを継続して探求しようとする意欲のある人。
- 4) 自己を啓発し実行力に優れ、獣医学の発展ならびに社会に貢献しようとする意欲のある人。
- 5) 獣医師として、国際的な交流・協力を推進し、世界に学び世界に貢献しようとする意欲のある人。

#### 東京農工大学農学部共同獣医学科

##### (1) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

獣医師は人類と動物の健康と福祉に貢献するという理念に基づき、本共同獣医学科は、高度獣医療の提供、人類の健康と食の安全、生命科学研究の発展に活躍できる国際的な視野を持つ人材を育成することを目標としており、以下の能力を身につけ、目標とする学修成果を上げた者を学士授与に相当しい者として判定する。

- A) 多元的な視野を持つ獣医師となるべく、幅広い教養基礎学力を養い、論理性や倫理性を兼ね備えた高い行動規範を持つこと。
- B) 獣医師に必要な高度な専門的知識を持つとともに、それらを様々な分野に応用可能な思考力と洞察力を持つこと。
- C) 獣医学を基礎とした研究手法や解析方法を身につけ、高い技術と実行力に裏付けされた問題解決能力を持つこと。
- D) 世界レベルの問題に対処するため、多様な環境に対応できる適応力と対人力、国内外で活躍できるコミュニケーション力を醸成すること。

##### (2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

カリキュラムのベースは獣医師国家試験受験資格に必要な高度な知識と専門技術を習得することであるが、世界的な諸問題解決に貢献できる教養基礎学力、多元的視野、論理的思考力、対人力、コミュニケーション力を持つ獣医師を養成するため、共通教育科目から専門教育科目への移行がスムーズに行えるように体系的且つ実践的な専門教育科目が配置されている。

- A) 幅広い教養基礎学力を養い、論理性や倫理性を兼ね備えた高い行動規範を持つため、1～2年次において外国語や人文社会学、理数系基礎科目などからなる共通教育科目に加え、獣医学の基礎科目として獣医学概論、獣医倫理、発生学、獣医遺伝育種学、獣医基礎生化学、および獣医事法規を開講する。

- B) 獣医師に必要な高度な専門的知識を持つとともに、それらを様々な分野に応用可能な思考力と洞察力を持つため、2～5年次を通じて多岐にわたる専門教育の講義を基礎・病態から臨床・応用へと体系的に開講する。
- C) 獣医学を基礎とした研究手法や解析方法を身につけ、高い技術と実行力に裏付けされた問題解決能力を持つため、2～5年次を通じて獣医学実習を基礎・病態から臨床・応用へと体系的に開講する。
- D) 多様な環境に対応できる適応力と対人力、国内外で活躍できるコミュニケーション力を醸成するため、5～6年次から小動物臨床や大動物臨床に参加する実習に加え、各人は研究室に所属し卒業研究論文を作成することで、獣医学に関する課題に関して自ら解決できる能力を養う。また、インターンシップや海外実習、卒業研究の一部として、国内外の研究教育機関で研究活動に参加できる機会を広く提供する。

### (3) 入学者に求める資質（求める学生像、アドミッション・ポリシー）

獣医師は、人類と動物の健康と福祉に貢献するという理念に基づき、本共同獣医学科は、高度獣医療の提供、人類の健康と食の安全、生命科学研究の発展に活躍できる国際的な視野を持つ人材を養成することを設置基盤としている。そのために、本共同獣医学科では、次の能力・資質を備えた入学者を国内外から求める。

- 1) 獣医師としての目標を持ち、獣医学の発展に貢献しようとする意欲を持つ者。
- 2) 自然や生命現象に関心を持ち、それを探究しようとする意欲を持つ者。
- 3) 獣医師として、国際的な交流・協力を推進し、世界に学び世界に貢献しようとする意欲を持つ者。
- 4) 常に自己を啓発し、実行力に優れ、社会で貢献しようとする意欲を持つ者。
- 5) 課題を探究し、問題を解決する意欲を持つ者。

## 2 学部・学科の特色

岩手大学は、日本有数の畜産物生産基地である東北に位置し、高度産業動物獣医療の実践という特色を持つ。一方、東京農工大学は首都圏に位置し、伴侶動物の高度獣医療の実践という特色を持つ。このことは附属動物病院における動物の診療件数に明確に表されており、平成21年度の診療頭数は、岩手大学にお

いては伴侶動物 2,400 頭、産業動物 1,020 頭であるのに対し、東京農工大学では伴侶動物 6,900 頭、産業動物は 15 頭となっている。

岩手大学は、明治 35 年（1902）に盛岡高等農林学校が我が国初の高等農林専門学校として設置されて以来、現在まで不断なく獣医学教育を続けてきた。盛岡高等農林学校設立当初は、農耕用として飼育されていた馬・牛や軍馬を中心とした獣医学教育が実践されていた。特に岩手県中央部から青森県東部にわたる南部地域は古くから日本有数の馬産地であり、明治 30 年代には 10 万頭以上の馬を飼養しており、獣医学科は東北地域の馬獣医療を支える重要な役割を担ってきた。

平成 16 年の国立大学の法人化以降も設立からの理念・役割を継承し、「健康で高品位な家畜の生産と食の安全・安心に関する学際的・横断的科学的を希求し、その成果を東北・岩手の地から世界に発信するための拠点施設として、平成 18 年度に農学部附属動物医学食品安全教育研究センター（FAMS）を設置し、農場 HACCP（hazard analysis critical control point）（危害分析重要管理点）を基盤とする動物性食品の安全性確保に対する 3 つの使命、①動物性食品に関する学際的・横断的な研究拠点形成、②動物・食品分野横断的な動物性食品に関する卒業教育・学部教育の提供、③地域密着型・問題解決型の動物性食品に関する研究を推進し、他の獣医系大学にはない食品安全管理科学の講義・実習を開講するとともに、社会人に対する卒業教育として家畜衛生及び家畜診療、食品安全に関する研修会を定期的に開催している。さらに平成 20 年度からは、社団法人中央畜産会からの要請を受けて、夏季休業中に他大学の獣医学生に対して産業動物獣医師就業研修を 2 週間実施しており、産業動物臨床及び家畜衛生関連の実習を通して、産業動物獣医分野への就業意識の啓発を行い、近年の社会的ニーズである産業動物臨床及び家畜衛生獣医師不足に応える活動を推進している。

平成 20 年に文部科学省に設置された「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」が、共同教育など教育研究体制の充実、獣医学モデル・コア・カリキュラムの策定、分野別第三者評価の実施、共用試験の実施、附属動物病院・実習環境の改善並びにその実施に係るロードマップなどを提示した。それに伴い、東日本地域においては産業動物獣医学教育に強みを有する岩手大学と伴侶動物獣医学教育に強みを有する東京農工大学が連携し、平成 24 年 4 月に東京農工大学とともに共同獣医学科を設置した。令和 4 年には、コアカリキュラムで導入された「参加型臨床実習」について、首都圏に位置する獣医学科を有する多くの大学において困難とされる産業動物に係る参加型臨床実習を支援するため、岩手大学では文部科学省の支援の下、産業動物参加型臨床実習の拠点になるべく農学部附属産業動物臨床・疾病制御教育研究センター（FCD）を設置した。

岩手大学はこれまで 120 年にわたり産業動物獣医学教育に携わり、東北地域

が抱える課題等に対応するとともに、東北地域の獣医療を支える多くの人材を輩出してきた。獣医学部においてもこれまでの実績を継続するとともに、東日本地域の獣医系大学所属獣医学生においても産業動物臨床獣医師、家畜衛生・公衆衛生を担保する公務員獣医師等の育成に係る教育研究を担い、日本の産業動物獣医師等の育成に貢献する。

一方、東京農工大学は東京都に位置し、首都圏を中心とする伴侶動物獣医療の実践的な教育を行い、国際的水準を満たす獣医学教育を実践する上で求められる伴侶動物の高度先端獣医療施設及び救急獣医療施設として「農学部附属動物医療センター」および「小金井動物救急医療センター」を設け、先進獣医療機器を備えて、動物に対して最善の治療を提供するとともに、学部学生、大学院生並びに研修医の臨床教育、近隣/近県の伴侶動物臨床獣医師のための卒後教育の場として大きな役割を果たしている。本共同獣医学科は、過去5年間における178名の卒業生のうち、70名(39%)の小動物診療(動物病院)に関わる獣医師を輩出した実績を有している。また、製薬等の企業に就職する学生が、岩手大学に比較して多い特徴も併せ持っている。(別紙2：卒業生の就職先動向)

獣医学教育での講義科目や実効性のある実習を通じて学生教育の質の向上を図ることは、内外の情勢から判断して必然となってきたが、獣医学生が行う診療行為については、「獣医学生の実習における獣医師法第17条の適用について」(農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知、平成22年6月30日付け22消安第1514号)によって、獣医学生が臨床実習において、他者が所有する飼育動物に対して行う診療行為が、獣医学教育の一環として新規獣医師の資質向上に資するものであり、指導教員の指導・監督のもとに行う場合には、少なくとも獣医師法上の違法性はないとの通達が行われた。この通達により、獣医学教育における実習は、従来の見学型実習から参加型実習の実践へと大きく展開したと言える。このことから獣医学教育における臨床実習は、即戦力となる獣医師養成を可能とするために、従来の見学型から参加型実習が必須となるべき大きな転換期をむかえている。その参加型実習を実施するために、産業動物高度獣医療及び先端的伴侶動物臨床実習に関わる設備、備品類などを整備する必要が生じるが、両大学がそれぞれ役割分担して整備することにより、学生教育の質の向上に寄与すると同時に、両大学がおかれている地域特性に応えることが可能となる。

また、「食の安全確保」は世界的に重要な問題となっており、動物性食品に由来する食中毒・感染症を制御するためには、獣医学の知識と技術を活用することが必要とされている。動物性食品の流通はグローバル化しており、その輸出入に関しては安全性を担保する国際基準を満たす獣医師が必要であるとOIEが指摘している。また、口蹄疫をはじめとする家畜伝染性疾患は、家畜の健康のみなら

ず、社会的基盤を揺るがす事態を引き起こしている。

このような事態を打破するために、岩手大学においては、平成18年度に設置した「農学部附属動物医学食品安全教育研究センター」(FAMS)及びセンター内に設置される4つの部門(①研究プロジェクトと教育プログラムの企画調整を担う「企画調整部門」、②家畜及び畜産物の生産、加工、流通段階における安全管理に関する教育研究の推進を担う「食の安全部門」③家畜の生産、疾病診断、治療及び予防に関する教育研究の推進を担う「動物生産部門」④畜産物の生産、加工及び流通段階における放射性物質汚染管理に関する教育研究の推進を担う「環境放射線衛生学部門」)が中心となり、動物生命科学に関する基礎的・応用的教育研究の拠点として、人類と動物の間に生ずる課題を解決するとともに、健康な家畜の生産と食の安全・安心に関する教育及び研究を推進している。

一方、東京農工大学においても「農学部附属国際家畜感染症防疫研究教育センター」を平成23年4月に設立し、令和3年には同センターの名称を「農学部附属感染症未来疫学研究センター」に改組した。当該センターでは、未知のウイルスを発見することを目的とする「未来感染症研究ユニット」、未来に出現する感染症を予測して先回り防疫を目的とする「危機対策ユニット」、これらの研究をマネジメントする「マネジメントユニット」の3ユニットを設置し、共同獣医学科各研究室との密接な連携の下、国内外における重要伝染病や一般感染症の防疫に関する研究・教育を遂行している。なお、センターには、専任教員4名とコーディネーターとして1名の専門職員を配置している。4名の専任教員は、共同獣医学科の兼任教員として、微生物学総論・同実習、動物感染症学、疫学、動物衛生学・同実習、食品衛生学・同実習、公衆衛生学総論・同実習、国際感染症制御学を分担する。

東京農工大学農学部附属感染症未来疫学研究センター及び岩手大学獣医学科附属動物医学食品安全教育研究センター並びに両大学の公衆衛生と伝染病に関わる教育資源を結集することにより、フードチェーンシステムに基づく食品の安全確保、大規模な家畜伝染病発生時の防疫活動を実現するための、体系的かつ実践的な獣医公衆衛生学教育・実習が構築できる。

本共同獣医学科は、今後供給が不足する産業動物に関わる家畜衛生や公衆衛生分野における獣医師養成の強化と、伴侶動物等に関わる高度獣医療技術の習得を強化するため、東日本に位置する岩手大学と東京農工大学がこれまでの実績を活かし、東日本における獣医学教育の拠点として獣医師の養成に努める。また一方で、東日本における卒後教育の場として、「動物病院」、「動物医療センター」、「小金井動物救急医療センター」「動物医学食品安全教育研究センター」並びに「感染症未来疫学研究センター」の教員を活用した獣医師の技術力と獣医学教育における専門知識の高度化を図る。

### 3 学部・学科等の名称及び学位の名称

#### (1) 岩手大学獣医学部・東京農工大学農学部共同獣医学科

岩手大学獣医学部共同獣医学科

英文名 Cooperative Department of Veterinary Medicine, School of Veterinary Medicine, Iwate University

東京農工大学農学部共同獣医学科

英文名 Cooperative Department of Veterinary Medicine, The Faculty of Agriculture, Tokyo University of Agriculture and Technology

岩手大学及び東京農工大学は、各々現状分析と獣医師養成に係る内外の動向を踏まえ、獣医学教育の課題を解決するために、平成24年4月から大学の特色ある教育資源を効果的に活用した共同教育課程として岩手大学農学部・東京農工大学農学部共同獣医学科を編成し、国際的水準を満たす獣医学教育の充実を図る教育体系を構築している。今般、岩手大学において獣医学部を設置し獣医学教育を担うことに伴い、名称を岩手大学獣医学部・東京農工大学農学部共同獣医学科とする。併せて岩手大学獣医学部の英語名称は、国内外における通用性に留意して、“School of Veterinary Medicine”とする。

#### (2) 授与する学位の名称

学士（獣医学）

英文名 Bachelor of Veterinary Medicine

岩手大学農学部・東京農工大学農学部共同獣医学科として実施してきた6年間の獣医学に関する単位を修得した学生に授与してきたものと、岩手大学獣医学部・東京農工大学農学部共同獣医学科においても同一であることから、学士（獣医学）を授与する。英語名は Bachelor of Veterinary Medicine とする。なお、学位記は、両大学長の連名によるものとする。

#### (3) 学生定員

入学定員は1学年65名（岩手大学30名、東京農工大学35名）、収容定員は390名とする。

## 4 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) 編成方針

本共同獣医学科では、「人類と動物の健康と福祉に貢献する」という理念を実現するため、教育及び到達目標が同一である、1) 共通教育科目、2) 専門教育科目、3) 専修コース並びに4) 卒後教育に体系化して教育課程を編成する。共通教育科目は、岩手大学教学マネジメントセンター並びに東京農工大学グローバル教育院が中心となって、全学的体制により実施する。専門教育科目は基盤獣医学科目、実証獣医学科目、選択科目、専修科目に分類する。基盤獣医学科目は、基礎獣医学科目群、病態獣医学科目群、応用獣医学科目群から、実証獣医学科目は小動物臨床獣医学科目群と大動物臨床獣医学科目群からそれぞれ構成される。これら専門教育科目の具体的な教育内容としては「獣医学モデル・コア・カリキュラム」に記載の内容を網羅し、それらを理解・修得させることを必要最低限としつつ、それに加えて各担当教員の専門分野を生かした講義・実習を主要授業科目として配置している。なお、東京農工大学との共同教育科目として岩手大学開講分として必修 22 科目 39 単位、選択 3 科目 5 単位、東京農工大学開講分として必修 26 科目 44 単位、選択 3 科目 5 単位を設定する。共同教育科目の実施にあたっては、開設大学がビデオ講義システムにより配信し、他方の大学がリアルタイムにこれを受信し、受信大学からの質疑等を含め、リアルタイムの双方向講義として実施する。それ以外の必修 49 科目 71 単位、選択 2 科目 2 単位はそれぞれの大学で開講する通常科目とする。

本編成方針をもとに、

- 1) 共通教育科目では、獣医学の基盤となる高等動物の生命科学に関する知識とともに、人文社会科学の諸分野の課題について学ぶ。
- 2) 専門教育科目では、獣医師として必要な専門的知識を習得させるため、次の教育科目を修得する。
  - ① 基礎獣医学科目群では、獣医師の任務を遂行する上で必要な倫理性及び論理性を涵養し、獣医学の根源をなす生命の基本的な成り立ちを分子レベルから個体レベルに至るまで理解することを目的とする。
  - ② 病態獣医学科目群では、動物の病的な状態がどのようにして発生するかを理解し、生体の恒常性を乱す多様な外的要因（細菌、ウイルス、真菌、寄生虫等の病原体）などについて分子から個体に至る様々なレベルで理解する。
  - ③ 応用獣医学科目群では、動物とヒトの疾病予防の方策を理解し、

動物の疾病予防（動物衛生）及びヒトの健康（公衆衛生）を実現するための能力を身につける。

- ④ 小動物・大動物臨床獣医学科目群では、各種動物の疾病の的確な診断、治療及び予防を実現する能力を涵養すると同時に、実践的参加型臨床実習により、高度化する伴侶動物獣医療と産業動物獣医療に必要な知識・技術を身につける。

これらは獣医学モデル・コア・カリキュラムに準拠した編成とするとともに、特に家畜衛生・公衆衛生と臨床獣医学教育科目を充実する。家畜衛生・公衆衛生学教育においては獣医公衆衛生学に含まれる食品安全管理学や新たに家畜衛生学である国際感染症制御学を開講することにより、食の安全と国際的に重要な家畜伝染病の制御法に関する知識の習得と深化が図られる。臨床獣医学教育においては小動物及び大動物臨床の専任教員を配置し、地域との連携のもとに実践的参加型臨床教育6単位を展開する。

- 3) 専修コースにおいては、卒業後の進路希望に応じて基礎、病態、応用、臨床分野の専門的知識と技術力を高めるアドバンス科目を設定する。
- 4) 卒後教育においては、動物病院、動物医療センター、小金井動物救急医療センターにおける研修医制度並びに動物医学食品安全教育研究センター(FAMS)、産業動物臨床・疾病制御教育研究センター(FCD)、感染症未来疫学研究センターといった附属施設を有効に活用した研修制度を有機的に展開する。

開設科目については、必修、選択とし、卒業に必要な取得単位数は岩手大学、東京農工大学ともに同じとする。

## (2) カリキュラム

カリキュラム・ポリシー（CP）に基づき、次のように編成する

### 1) 共通教育科目

（岩手大学：必修14単位、選択16単位、CP項目番号2）

（東京農工大学：必修14単位、選択16単位、CP項目A）

獣医師には「地球上全ての動物の健康と繁栄に責任を負う」自然科学としての獣医学を背景とし、論理性・倫理性を兼ね備えた高い行動規範が求められる。共通教育科目は、その基盤となる基礎的知識の習得を求め、多様な領域に対する学問的関心を喚起することで幅広く深い総合的

な判断力を培い、獣医師として豊かな人間性を涵養することが目的である。共同獣医学科における共通教育科目は、「大学教育導入科目群」、「スポーツ健康科目群」、「外国語科目群」、「人文社会科学科目群」、「理数系基盤科目群」及び「配置大学特色科目群」によって構成され、獣医学を学ぶに必要な基礎的知識を習得させるものであり、それぞれの大学で開講する。

①大学教育導入科目群（必修2単位）

a. 基礎ゼミナール（1年次）

基礎ゼミナールでは、大学で学ぶ関連学問領域に関する講義並びに実習を通して広い知識を身に付けるとともに、その活動を通して学業活動に不可欠な協調性や社会性、創造性や問題解決力を身に付する。

②スポーツ健康科目群（必修2単位）

a. スポーツ健康・基盤（1年次）

スポーツの楽しさを享受することで、スポーツが創り出す同じ時間・空間を他人と共有し、生涯スポーツ社会の実現に対応できる実践力を育てる。

b. スポーツ健康・発展（1年次）

スポーツの楽しさを享受することで、スポーツが創り出す同じ時間・空間を他人と共有し、生涯スポーツ社会の実現に対応できる実践力を育てる。

③外国語科目群（必修6単位）

a. 基礎英語（1、2年次）

英語は、獣医学領域で国際的に最も広く用いられている言語の一つである。基盤英語では、ライティング、リーディング、スピーチ及びコミュニケーションに関する基本的な知識を身に付けることで、将来、獣医学情報の収集や発信を行える国際的素養を身に付ける。

④人文社会科学科目群（選択8単位）

人文社会科学科目群では、現代の人間と社会の基本的問題及び人文社会科学の諸分野の中でも、動物と人類の健康と福祉に貢献する獣医師において極めて重要な内容として、社会並びに文化が人間にとってどのような意味や機能を持つのかについて考え、現代社会に生きる人間としての「ものの見方・考え方」を養う。

⑤配置大学特色科目群

(岩手大学：必修4単位、a～bから選択8単位)

(東京農工大学：必修4単位、選択8単位)

地球上全ての動物生命の健康と繁栄に責任を負い、論理性及び倫理性を兼ね備えた高い行動規範が求められる獣医師には、獣医学の基盤となる基礎知識並びに幅広く深い総合的な創造力、判断力、自己解決能力が求められる。配置大学特色科目群では、上記の共通教育の科目群とは別に学生諸君が主体的に履修科目を精選し履修することで、多様な領域に対する学問的関心を促し豊かな人間性を養う。

a. 理数系基礎科目群

動物と人類の健康と福祉、高度獣医療の提供、人の健康と食の安全並びに生命科学研究の発展に貢献する獣医学では、高等動物の生命科学に関する基礎学問の習得が不可欠である。理数系基盤科目群では、獣医学教育の基盤となる理数系基礎学問を履修し、生命現象の基本原則に関する知識を習得する。

b. 理数系アドバンス

「理数系アドバンス」では、「理数系基礎科目群」で学んだ高等動物の生命科学に関する基礎科目の他に、多彩な理数系関連科目を学生が自主的に精選し履修することで、動物と人類の健康と福祉、高度獣医療の提供、人の健康と食の安全並びに生命科学研究の発展に貢献するための深く幅広い教養知識と洞察力を育む。

2) 専門教育科目

(105科目、必修154単位、選択5単位、1～6年次開講)

(岩手大学：CP項目番号1、3～8)

(東京農工大学：CP項目A～D)

獣医師は、飼育動物に関する診療及び保健衛生の指導その他の獣医事を司ることによって、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、併せて公衆衛生の向上に寄与することが求められている。共同獣医学科においては、多様化する獣医師の職務を遂行する上で必要な知識・技能を習得させることに加え、専門分野・職域別に求められる実践的な知識・技能を養成し、日本及び世界における喫緊の共通課題を解決する能力を有し、社会に貢献する獣医師に必要な基盤を涵養する。

①基礎獣医学科目群 (27科目、必修40単位、1～4年次開講)

導入教育は、獣医師の任務を遂行する上で必要な倫理性及び論理性を涵養し、さらに獣医事の法的基盤を理解することを目的とする。そ

の上で、基礎獣医学教育では獣医学の根源をなす、生命の基本的な成り立ち、正常な個体の構造と機能、恒常性維持機構を、分子レベルから個体レベルで理解することを目的とする。そのため、1年次には獣医学概論など13科目18単位を、2年次には内臓・脈管系解剖学など10科目17単位、3年次には家畜飼養学1科目2単位、4年次には獣医事法規など3科目3単位を配置した。

②病態獣医学科目群（15科目、必修25単位、1～3年次開講）

病態獣医学教育では、動物の病的な状態がどのようにして発生するかを理解することを目的とする。生体の恒常性を乱す多様な外的要因（細菌、ウイルス、真菌、寄生虫等の病原体）について、その性状と疾病への関わりについて幅広い知識を獲得し、また、遺伝病、代謝病、腫瘍などの疾病の発生機序について分子から個体にいたる様々なレベルで理解する。そのため、1年次には微生物学総論1科目2単位、2年次には動物病理学総論など7科目13単位、3年次には動物病理学各論など7科目10単位を配置した。

③応用獣医学科目群（14科目、必修21単位、2～4年次開講）

応用獣医学教育では、動物とヒトの疾病予防の方策を理解することを目的とする。動物とヒトの両者に疾病を引き起こす物理学的、化学的、生物学的危害要因について理解を深め、これらを制御する方策を学ぶことにより、動物の疾病予防（動物衛生）及びヒトの疾病予防（公衆衛生）を実現するための能力を身につける。そのため、2年次には公衆衛生学総論1科目1単位を、3年次には公衆衛生学総論、食品衛生学など12科目19単位、2～4年次に行政体験実習の1科目1単位を配置した。

④小動物臨床獣医学科目群（27科目、34単位、3～5年次開講）

臨床獣医学教育では、各種小動物の疾病についての的確な診断、治療及び予防を実現する能力を涵養する。実践的参加型臨床実習により、高度化する小動物獣医療に必要な知識・技術を身につける。そのため、3年次には内科学総論など6科目8単位、4年次には内分泌病・皮膚病学など17科目22単位、5年次には総合参加型臨床実習Ⅰなど4科目4単位を配置した。

⑤大動物臨床獣医学科目群（11科目、16単位、4～5年次開講）

臨床獣医学教育では、各種大動物の疾病についての的確な診断、治療及び予防を実現する能力を涵養する。実践的参加型臨床実習により、畜産振興及び食肉の安定供給、食の安全に寄与する大動物獣医療に必要な知識・技術を身につける。そのため、4年次には繁殖機能制御学な

ど9科目14単位、5年次には総合参加型臨床実習Ⅴなど2科目2単位を配置した。

なお、5年次における総合参加型臨床実習（Ⅰ～Ⅵ）は、4年次後期に実施される獣医学共用試験（vetCBT 及び vetOSCE）の合格者のみが履修できるものとする。

⑥選択科目（8科目、選択5単位以上、1～4年次開講）

獣医師としての幅広い専門性を醸成するとともに、獣医師としてのキャリアパス形成に関する意識を涵養するため、2年次には人と動物関係学など2科目4単位、3年次には動物介在学など2科目4単位、4年次には宿主寄生体関係特論など2科目2単位、1～4年次には学外実習（国内）および学外実習（国外）それぞれ1単位を配置した。

⑦専修科目（3科目、必修18単位、4～6年次開講）

高度な専門的知識と問題解決能力、技術の習得をするために獣医学演習4単位と卒業研究10単位並びに、アドバンス演習4単位を配置した。

以上のカリキュラムに加え、4年次後期からの高学年次には、卒業後の進路選択をする上で有用な基礎的知識と技術、問題解決能力のスキルアップを図るため、獣医学演習や卒業研究を行うにあたり、基盤獣医学科目を教授する教員が指導する先端生命科学（基礎、病態、応用分野）及び実証獣医学科目を教授する教員が指導する高度獣医療（小動物臨床、大動物臨床）の2専修分野を設置し、学生が両大学の専修分野を選択することを可能とするなど、一大学では成しえなかった獣医学教育をより高度化し、実践できる体制とする。

なお、総合参加型臨床実習を有効に実施するために、附属動物病院内に必要な備品などを整備し、疾病診断プロセス、臨床検査などの一連の診断・治療過程が体得できる体制を構築する。また、岩手県獣医師会や NOSAI 東北家畜臨床研修センターなどと連携し、実習プログラムに沿った臨床例の情報を集積することにより、近隣フィールドを活用した少人数の班編制における密度の高い実習により国際通用性に求められている Day One Competency に基づく実践的な臨床教育を行う。

※ 別紙3：共同獣医学科時間割表

(3) 単位の計算方法について

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育

効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

・講義及び演習：15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(ただし、東京農工大学は講義 15 時間をもって 1 単位とし、演習は、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。)

・実験、実習及び実技：30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらの必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、方法ごとの基準を考慮して定める時間の授業をもって 1 単位とする。

#### (4) 授業期間について

授業は、学期ごとに 15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

### 5 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

本共同獣医学科における教育科目は、共同教育科目と、それぞれの大学で開講する通常科目で構成する。共同教育科目は①教員が他方の大学に移動して教授する、②学生が他方の大学に移動して講義、実習を受ける、③対面講義と遠隔講義の同時開講により教授するという 3 形態に分類される。通常科目は①両大学の教員が分担して教授する、②両大学の教員が別々に教授するという 2 形態に分類される。

共同教育科目において③対面講義と遠隔講義の同時開講により教授することについては、自大学で 15 回の講義を行う事を基本とし、講義する大学から他大学へ、リアルタイムの遠隔授業システムを用いて同時配信する。講義が一方通行となることを予防するとともに、学生の出欠管理を行うため、教員、学生間の双方向通信及び在席管理が可能なシステムを導入することで、教育効果を高める。なお、使用した教材は、学生側からダウンロード可能とする。

また、すべての履修科目は、学生が所属する本籍大学で受講することを原則とするが、他方の大学で開講されている科目を受講して単位を取得することも可能とする。

開講科目は必修、選択に分類し、卒業に必要なそれぞれの単位数を設定する。教授科目の配当年次として、1、2 年次は共通教育科目を重点的に履修する

が、1年次には獣医学に関する導入・基礎科目に加え病態科目の一部も教授する。2年次には基礎および病態科目、3年次には応用科目、4年次には臨床獣医学科目をそれぞれ重点的に教授し、5年次には参加型臨床実習Ⅰ～Ⅵを実施するほか、獣医学演習を重点的に教授する。6年次には卒業研究およびアドバンス演習を重点的に教授する。卒業研究は5年次後期4単位、6年次前後期で6単位（それぞれ1単位あたり週3時間）とする。

履修指導は学年ごとにクラス担任を設け、履修方法などについてきめ細かな指導ができる体制を構築する。また、年次の進行にあたっては進級の基準を設け、当該年次における必修単位の取得状況が基準を満たさない場合には、次の年次に進級させずに、そのままの年次に留め置くこととする。

卒業要件としては6年間で189単位とし、共通教育科目から必修14単位、選択16単位の計30単位を修得するとともに、専門科目から必修154単位、選択5単位の計159単位を修得する。

なお、留学生に対しては、岩手大学では学務部国際課及び国際教育センターが東京農工大学では府中地区学生支援室及びグローバル教育院（EAGLe）がそれぞれ中心となってきめ細かな履修指導、生活指導等を実施する。

#### ※別紙4：カリキュラムマップ

#### ※CAP制（履修登録24単位を上限）の考え方

1週間（月～金曜日）毎日6コマ、1コマ90分、1学期15週に基づき計算すると、大学における1学期の授業内学修時間は6コマ×5日×90分×15週＝40,500分となる。

さらに、月～金曜日に1日あたり180分、土・日曜日に計720分を自宅等での予習・復習に充てた場合、授業外学習時間は（（180分×5日）＋720分）×15週＝24,300分となる。

1単位の講義科目が2,700分（45時間）であることから、1学期の上限単位数は64,800分÷2,700分＝24となる。

以上により、1学期に履修できる上限単位数を原則として24単位に設定する。

ただし、集中講義の科目などは上限単位数に含めない。また、成績優秀者等については28単位まで申請することを認める。

## 6 実習の具体的計画

本共同獣医学科における臨床実習は、原則として岩手大学獣医学部附属動物病院及び産業動物臨床・疾病制御教育研究センター、岩手大学農学部附属フ

フィールドサイエンス教育研究センター、東京農工大学農学部附属動物医療センター及び小金井動物救急医療センターなどの学内教育研究施設で実施するが、以下の近隣の関係諸機関とも連携して実習の一部を実施する。これらの関係諸機関とは事前に契約を取り交わし、適切に実習を遂行する（別紙5：自治体等との協定書）。関係諸機関における実習に際しては担当教員が随行し、意欲、態度、知識・理解・技術等の到達度をもとに評価を行う。また、実習開始前には説明会を実施し、注意事項を学生に伝達する（別紙6：総合参加型臨床実習オリエンテーション資料）。

岩手大学では、独立行政法人家畜改良センター岩手牧場（岩手県盛岡市）における血液成分測定によるプロファイルテストなどの大動物臨床実習・基礎編、家畜改良事業団盛岡種雄牛センター（岩手県盛岡市）における種雄牛の管理と精液性状などの繁殖機能学実習、岩手県中央家畜保健衛生所（岩手県滝沢市）における病畜の病理検査法などの病理学実習、岩手県畜産研究所（岩手県滝沢市）における生殖器疾患などの臨床繁殖学実習、岩手県食肉衛生検査所（岩手県紫波町）における食肉処理の衛生管理法などの食品衛生学実習、岩手県環境保健研究センター（岩手県盛岡市）における環境汚染物質検出法などの毒性学実習、盛岡市動物公園（岩手県盛岡市）における野生動物に感染している寄生虫検出法などの寄生虫学実習、葛巻町畜産開発公社（岩手県葛巻町）における家畜の衛生管理法などの家畜衛生実習などを実施する。

東京農工大学では、既存の教育施設以外に千葉県農業共済組合や神奈川農業共済組合における診断業務に同行して、主に牛の生産病にかかる疾患や馬および豚の疾患に関する診断・治療法・予防法およびプロダクションメディスンに関する大動物臨床実習・基礎編並びに応用編の実習、全国の家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、保健所および動物愛護センターで獣医師がかかわる行政業務を学ぶ公衆衛生実践実習を実施する。

また、5年次における総合参加型臨床実習（Ⅰ～Ⅵ）は、4年次後期に実施される獣医学共用試験（vetCBT 及び vetOSCE）の合格者のみ履修できるものとする。この実習においては、診療内容に応じた指針を遵守し（別紙7：総合参加型臨床実習ガイドライン）、原則として岩手大学獣医学部附属動物病院や産業動物臨床・疾病制御教育研究センター及び岩手大学農学部附属フィールドサイエンス教育研究センター、東京農工大学農学部附属動物医療センター及び小金井動物救急医療センターで実施する。しかし、産業動物においては、附属動物病院だけでは少人数の班編制による参加型臨床実習を効果的に行えるほどの患畜数の確保が困難であることから、近隣関係諸機関とも連携して実施する。

岩手大学においては、小岩井農牧株式会社（岩手県雫石町）、NOSAI 岩手（岩

手県盛岡市)、JA 新いわて雫石 (岩手県雫石町) に勤務する獣医師並びに開業獣医師 (岩手県滝沢市) と連携し、効果的な総合参加型臨床実習が実施できる体制とする。本実習においては学生を少人数の班編制として、ローテーション方式による実習を行い、臨床繁殖、産業動物内科・外科、群管理 (ハードヘルス) などの各分野について、それぞれの専門的技術の修得ができるようにする。なお、これらを担当する勤務獣医師及び開業獣医師は、岩手大学非常勤講師として採用する。

東京農工大学においては、附属動物医療センター内に設置されているモバイル型CアームX線装置、マルチスライスCT装置 (多断面画像診断装置)、MRI (磁気共鳴画像診断装置)、動物用内視鏡システム、各種超音波画像診断装置、小動物用人工心肺装置、超音波手術器/手術用凝固切開システムなど先端医療機器を用いて、国際的水準を満たした伴侶動物の高度診断及び治療技術を修得させる。

また、より効率的な参加型臨床実習を体現するため、少人数班制のローテーションシステムのもと、一般の外科診療と内科診療に加えて、循環器科、皮膚科、整形外科、腫瘍科、眼科・神経科、臨床繁殖科など多様な専門科診療を実習させる。

実習の最後には症例報告会を行い、その際の発表態度や質疑応答、加えて普段の実習に取り組む態度等と合わせ、実習担当教員が協議し適切に評価する。

## 7 就業体験実習 (学外実習) の具体的計画

広範な獣医学職域における社会的役割を理解し、学生が適切に進路選択を可能とするとともに獣医師の職域偏在化を是正するため、本共同獣医学科における学外実習は、きわめて重要なものとして位置づけられている。そのため、学外実習 (国内) 及び学外実習 (国外) を1~4年次に、選択科目1単位として開講する。学外実習の実施に際しては、開業獣医師、全国農業共済組合、中央畜産会、国・地方公共団体関係機関および海外姉妹校等と連携して行う。

学外実習 (国内) では、獣医臨床の現場や関連する施設における業務を見学・体験することにより獣医師の責務、職域並びに地域の獣医療が抱える課題等について実体験の中で理解することを目的としており、学外で活躍する獣医師の指導の下、実際の獣医療の現場における実務を体験する中で理解を深めることとしている。

また、学外実習 (国外) では、獣医師に必要な国際的視野を養うことを主目的としており、海外姉妹校への短期留学等を通じ、獣医師の業務や役割における日本との違いを体感しつつ、国際的視野を涵養することとしている。

## 8 取得可能な資格

本共同獣医学科を卒業することにより以下の資格又はその受験資格を取得することができる。なお、以下に掲げる資格は全て国家資格である。

- ・ 獣医師：卒業により国家試験の受験資格を取得する。
- ・ 環境衛生監視員、食品衛生管理者、食品衛生監視員、飼料製造管理者：卒業後、当該資格に関連した職務に就いた場合に取得できる。(任用資格)

## 9 入学者選抜の概要

(1) 入学者に求める資質（求める学生像、アドミッション・ポリシー）

岩手大学獣医学部共同獣医学科

獣医師は人類と動物の健康と福祉に貢献するという理念に基づき、高度獣医療の提供、人類の健康と食の安全、生命科学研究の発展に活躍できる国際的な視野を持つ人材を育成する。

(知識・技能・理解・思考力・判断力・表現力)

- ・ 獣医学を学ぶに相応しい基礎学力を有する人
- ・ 動物の生命現象と病態に関する課題を探究し、グローバルな視野から論理的に解決する思考力を有する人

(関心・意欲・態度・主体性・協同性)

- ・ 動物の生命現象と病態に関心を持ち、それを継続して探究しようとする意欲のある人
- ・ 自己を啓発し実行力に優れ、獣医学の発展ならびに社会に貢献しようとする意欲のある人
- ・ 獣医師として、国際的な交流・協力を推進し、世界に学び世界に貢献しようとする意欲のある人

東京農工大学農学部共同獣医学科

獣医師は、人類と動物の健康と福祉に貢献するという理念に基づき、本共同獣医学科は、高度獣医療の提供、人類の健康と食の安全、生命科学研究の発展に活躍できる国際的な視野を持つ人材を養成することを設置基盤としている。そのために、本共同獣医学科では、次の能力・資質を備えた入学者を国内外から求める。

- ・ 獣医師としての目標を持ち、獣医学の発展に貢献しようとする意欲を

持つ者。

- ・ 自然や生命現象に関心を持ち、それを探究しようとする意欲を持つ者。
- ・ 獣医師として、国際的な交流・協力を推進し、世界に学び世界に貢献しようとする意欲を持つ者。
- ・ 常に自己を啓発し、実行力に優れ、社会で貢献しようとする意欲を持つ者。
- ・ 課題を探究し、問題を解決する意欲を持つ者。

## (2) 入学選抜の方法

本共同獣医学科では、一般選抜募集定員 51 名（岩手大学：20 名、東京農工大学 31 名）、学校推薦型選抜募集定員 4 名（東京農工大学：4 名（産業動物獣医師養成枠：若干名）、総合型選抜Ⅱ募集定員 10 名（岩手大学：10 名（うち 2 名は地域枠））によって、入学者の選抜を行う。入学時期は 4 月とし、入学者選抜は秋季から冬季にかけて実施する。

### I. 出願資格

<一般選抜、学校推薦型選抜及び総合型選抜Ⅱ>

次の各号のいずれかに該当し、入学前年度の大学入学共通テストで両大学が指定する教科・科目のすべてを受験した者

- 1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び入学前年度の 3 月 31 日までに卒業見込みの者。ただし、学校推薦型選抜の出願資格は、高等学校又は中等教育学校を入学前年度 3 月に卒業見込みの者のみ。（学校教育法施行規則 93 条 3 号および認定・指定された在外教育施設の高等学校の課程を 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに卒業又は卒業見込みの者）に限る。
- 2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び入学前年度の 3 月 31 日までに卒業見込みの者
- 3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者及び入学前年度の 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者（次のいずれかに該当する者）
  - ①外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者及び入学前年度の 3 月 31 日までに修了見込みの者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - ②文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有

- するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- ③専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - ④文部科学大臣の指定した者
  - ⑤高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）及び入学前年度の3月31日までに合格見込みの者で、入学前年度の3月31日までに18歳に達する者
  - ⑥学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格した者
  - ⑦両大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学前年度の3月31日までに18歳に達する者

## II. 入学者選抜試験

入学者の選抜は次の通り行う。選抜に際しては、アドミッション・ポリシーに基づいて行い、共通テストおよび個別学力検査においては知識・理解・思考力・表現力を判定し、面接（口頭試験を含む）においては関心・意欲・態度・表現力を判定する。また、学校推薦型選抜では共通テストの成績、学校長の推薦書、調査書及び志望理由書を総合して判定する。（学校推薦型選抜（産業動物獣医師養成枠）ではさらに産業動物獣医師又は公務員獣医師の確保を目的とした修学資金給付事業を制定している機関・団体等の推薦状により、卒業後、産業動物獣医師又は公務員獣医師として自治体等で勤務することに強い意欲を有する者であるかどうかについても判定に加える。）

### <一般選抜>

- ①大学入学共通テスト
- ②大学が実施する個別学力検査
- ③調査書の内容

### <総合型選抜II>

- ①大学入学共通テスト
- ②面接（口頭試験を含む）

- ③調査書の内容
- <学校推薦型選抜>
  - ①大学入学共通テスト
  - ②推薦書の内容
  - ③調査書の内容
  - ④志望理由書の内容
- <学校推薦型選抜（産業動物獣医師養成枠）>
  - ①大学入学共通テスト
  - ②推薦書の内容
  - ③調査書の内容
  - ④志望理由書の内容
  - ⑤産業動物獣医師又は公務員獣医師の確保を目的とした修学資金給付事業を制定している機関・団体等の推薦状

## 1 0 教育研究実施組織の編制の考え方及び特色

岩手大学は畜産の盛んな東北地方の特色を生かして産業動物臨床獣医師及び家畜衛生・公衆衛生を担う公務員獣医師の育成に力を入れている。近年の世界における獣医学教育はOIEの主導するDay One Competencyに基づき、実践教育を重要視していることから、獣医学部においては近隣の獣医関連団体と連携して少人数での実践的な実習教育を行う。また、近年の獣医師過疎地域における診療ニーズへの対応、家畜衛生対策は喫緊の課題となっており、その対応への協力依頼も年々増加していることから、地域社会に直面する問題解決型の実践実習場所として積極的に活用する。配置される教員、教育研究設備は、上記の産業動物臨床教育の充実と社会的ニーズに対応するものであり、国際通用性を持った獣医師を育成することに資するものである。

一方、東京農工大学では首都圏において人と動物を取り巻く「都市型 One Health」を推進し、社会実装を意識した研究の実施を目指している。研究は主に農学部附属施設および共同獣医学専攻に所属する常勤教職員、特任研究員及び技術職員との連携体制で実施する。

### （1）教育研究組織の概要

岩手大学では現在の農学部附属施設である動物病院、産業動物臨床・疾病制御教育研究センター（FCD）、動物医学食品安全教育研究センター（FAMS）を新設する獣医学部の附属施設とし、獣医学教育の充実を図る。また、農学部とは講義・演習等の相互協力を行うとともに、教育研究においては獣医学部に移動するFCD、FAMS及び農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究

センター（FSC）の相互共同利用を推進する。

現在の共同獣医学科の教員配置数は教授 12 名、准教授 9 名及び助教 5 名の 26 名であり、現員は教授 9 名、准教授 7 名及び助教 8 名の計 24 名である。また、動物病院には教授 1 名、准教授 1 名、助教 1 名の他、特任教員 5 名、FAMS には専任教授 1 名、FCD には特任教員 2 名が所属し 35 名で教育を実施している。主要科目の担当には原則として基幹教員が充てられており、完成年度末にあたる令和 12 年度末においても欠員はないため教育研究体制に支障はない。また、本学部には教員以外にも事務系業務を担当する職員その他、研究補助を担う技術職員が所属しており、適確な役割分担のもと教員との効率的な協働が実現できる連携体制が確保されている。

なお、岩手大学では、第 4 期中期目標・中期計画及び「岩手大学ビジョン 2030」において産業動物関連教育の充実を重点事項の一つとしてそれらを強化している。

一方、東京農工大学では農学部附属施設である動物医療センター、感染症未来疫学研究センター、野生動物管理教育センター、ならびに全学施設である小金井動物救急医療センターとの連携により、獣医学教育の充実を図る。

現在の共同獣医学科における教員数は教授 10 名、准教授 18 名（うちテニユアトラック准教授 1 名）及びテニユアトラック助教 3 名の計 31 名である。また農学部附属施設のうち、動物医療センターには教授 1 名が、感染症未来疫学研究センターには教授 1 名、准教授 3 名が、野生動物管理教育センターには准教授 1 名が、さらに小金井動物救急医療センターには教授 1 名、特任准教授 1 名、特任講師 1 名が所属し、合計 40 名体制で教育を実施している。東京農工大学でも主要科目の担当には原則として基幹教員が充てられており、完成年度においても欠員はないため教育研究体制に支障はない。また本学科には事務系業務を担当する職員が 1 名所属しており、学科運営に関わる業務の分担することで効率的な学科運営を遂行できる体制が確保されている。

※別紙 8：国立大学法人岩手大学職員就業規則

※別紙 9：国立大学法人東京農工大学職員就業規則

（2）組織整備における年齢構成是正及び多様な人材の積極的な登用に向けた取組

岩手大学では、全学的な年齢構成是正に向けた取組として、テニユアトラック制度を導入し、若手教員の流動化と優秀な若手教員が継続的に研究に取

り組める環境整備に努めているほか、卓越研究員制度を積極的に活用し、若手教員の雇用を積極的に進めている。また、教員年齢構成の是正を図るため、若手研究者の採用方針を策定し、計画的な若手研究者の採用を促進することとしており、第4期中期目標期間中における若手・女性教員の採用計画を学部毎に作成し、計画的な若手教員・女性教員の採用促進に取り組んでいる。

加えて、更なる教育組織の充実を目的とし、多様な人材を確保するために年俸制、テニュアトラック、クロスアポイントメントの制度を整備し、教育研究の活性化に努めている。

一方、東京農工大学においてもテニュアトラック制度を導入して若手教員の流動化と教育研究支援に努めている他、女性未来育成支援機構を中心に女性教員の積極的な登用を推進している。また教育組織の更なる充実を目的とし、年俸制やクロスアポイント制度を整備している。

## 1.1 研究の実施についての考え方、体制、取組

岩手大学獣医学部における研究は、国際水準を目指しつつ、特に地域社会に貢献する独創的研究の実施を目標とする。研究は、獣医学部に在籍する常勤教職員及び特任研究員、農学部所属の常勤教職員、特任研究員、技術系職員が連携する体制で実施する。また、本学は研究支援・産学連携センターを有し、研究推進及び地域連携に係る目標・戦略に基づき、特色ある研究の推進・支援並びに学術研究の基盤強化を図るとともに、教育研究成果及び知的資産の地域への普及・還元を通じ、地域創生に取り組んでいる。当該センターに設置されているURA (University Research Administrator) ユニットでは、岩手大学の強み・特色となる学術研究や異文化融合研究等を推進するため、科学研究費助成事業の獲得及び産学官連携に係る総合的な研究支援を行っている。獣医学部は、農学部及びURAユニットとの連携のもと、全国の獣医系大学の中でも特に産業動物獣医学の教育研究に立地した特色を持つ高度な研究を推進するとともに、獣医学関連の学術研究だけでなく、地域の多様な分野のステークホルダーと連携した研究を実施可能な体制を取っており、これまでも岩手県を含む東北地域全体の発展及び復興に貢献してきたことに加え、今後も持続的な地域連携研究の発展が期待できる。

一方、東京農工大学では、国際水準を目指しつつ、特に首都圏において人と動物を取り巻く One Health を推進し、社会実装を意識した研究の実施を目指している。研究は主に農学部に所属する常勤教職員、特任研究員及び技術職員との連携体制で実施する。また、本学では研究支援課が、外部資金導入や産官学連携研究の推進、知的財産の保護などを担当し、先端産学研究推

進センター (University Research Administration Center: URAC) が重点研究プロジェクトを推進すると共に、若手教員の研究開発プロジェクトを支援している。さらに農学部には学術研究支援総合センターが設置され、共通分析機器の管理運営を担うことで本学における研究推進に役立っている。

## 1.2 施設、設備等の整備計画

### (1) 校地、運動場の整備計画

岩手大学獣医学部・東京農工大学共同獣医学科の設置にあたっては、岩手大学および東京農工大学の既存校地等を利用する。

岩手大学は岩手県盛岡市上田に約 43 万 $\text{m}^2$ の敷地を有し、敷地内には全天候型陸上競技場、サッカー場、球技場、野球場、テニスコートなどの屋外運動施設、屋内運動施設として2棟の体育館を整備している。また、上田キャンパスのほかに、岩手県雫石町に寒冷フィールドサイエンス教育研究センター御明神牧場(敷地面積約 54 万 $\text{m}^2$ )を有し、本共同獣医学科に係る実習の場所を備えている。

東京農工大学では、東京都府中市に約 30 万 $\text{m}^2$ の敷地を有し、敷地内には体育館、総合屋内運動場、運動附属施設(ゴルフ練習場)、サッカー場、球技場、テニスコートを整備している。また、府中地区のほかに、東京都小金井市(約 16 万 $\text{m}^2$ )にも体育館、サッカー場、野球場、テニスコートを有するとともに、都内、神奈川県、群馬県等に合計8か所のフィールドミュージアムを整備している。

### (2) 校舎等の施設の整備計画

本共同獣医学科の学生は、本籍大学にかかわらず岩手大学及び東京農工大学の施設、設備等を利用可能とする。

岩手大学農学部および獣医学部が立地する岩手大学上田キャンパス南地区には、7棟の教育研究棟があり、特に共同獣医学科が講義で使用する農学部北講義棟・南講義棟及び農学部5号館講義室や、解剖実習、生理学実習に使用する農学部3号館実習室のほか、動物病院を有している。これら施設には消耗品を含む各種実験器具及び機器を十分に備えている。なお、現行の農学部附属施設のうち、共同獣医学科の臨床実習教育に参画している産業動物臨床・疾病制御教育研究センター(FCD)、臨床獣医師や公務員獣医師のリカレント教育を担っている動物医学食品安全教育研究センター(FAMS)については獣医学部の設置に伴い、農学部から獣医学部に移行し獣医学実習教育の充実を図る。

なお、移行後においても農学部とは協力関係を保ち、講義・演習等の相互

協力、教育研究において FCD、FAMS、FSC の相互利用を推進する。

東京農工大学農学部には、13 棟の教育研究棟があるほか、動物医療センター、感染症未来疫学研究センターや厩舎、牛舎等を有している。また東京農工大学小金井キャンパスには小金井動物救急医療センターを有している。なお、これら施設には消耗品を含む各種実験器具及び機器を十分に備えている。

### (3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本共同獣医学科の学生は、本籍大学にかかわらず岩手大学及び東京農工大学の図書館を利用可能とする。なお、両大学共に、図書資料の検索は OPAC システムが稼動しており、全学の所蔵資料が一元的に検索できる。

岩手大学の図書館（上田キャンパス）では、学部・研究科に関わる図書の整備を行っている。主に学術雑誌・図書を収集・提供しており、図書約 86 万冊（獣医学関係（獣医、動物、畜産など）の図書約 6,000 冊）、学術雑誌約 1 万種を所蔵しているほか、約 5,400 タイトルの電子ジャーナル契約を行っており、獣医学関係に関連する SciVerse、ScienceDirect、SpringerLink、Wiley Online library、Oxford Journals、Nature、Science などが利用可能となっている。図書館の規模等は、閲覧席数 634 席であるほか、ラーニング・コモンズのスペース整備を進めている。開館時間は、平日は 9 時から 21 時まで、土日は 10 時から 18 時まで開館している。

東京農工大学の府中及び小金井キャンパスの図書館では、各キャンパスに配置する学部や大学院の学府等の図書整備を共通して行っている。主に学術雑誌・図書を収集・提供しており、図書約 52 万冊（うち獣医学関係図書約 5,200 冊）、学術雑誌約 14,000 種（Science、Zoological Science など）を所蔵、電子ジャーナルは約 18,000 タイトル（ScienceDirect、SpringerLink、Wiley Online library、Nature、BioOne Complete など）を利用可能となっている。各図書館の規模等は、府中図書館が 364 席（床面積 3,428 m<sup>2</sup>）、小金井図書館が 532 席（床面積 3,479 m<sup>2</sup>）である。開館時間は、平日は 8 時 45 分から 21 時まで、土曜日は 10 時～17 時（府中図書館）、12 時 30 分～19 時 30 分（小金井図書館）、日曜日は 13 時から 17 時、その他授業実施日の土日祝日等は 9 時～18 時まで開館している（祝日、夏季休業等の期間中を除く）。府中図書館は館内フロアを目的別に位置づけしており、ラーニング・コモンズやバリアフリー化など順次環境整備を進めている。小金井図書館においても、グループ学習や個人向けの学習に適した多様な環境や設備を提供するため、ディスカッションスペースや個人ワークブースの設置など多様な学習環境を提供している。

### 1.3 2以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

岩手大学は JR 東北本線「盛岡駅」(バス又は徒歩) から、東京農工大学府中キャンパスは、JR 中央線「国分寺駅」(バス)、JR 武蔵野線「北府中駅」(徒歩)、京王線「府中駅」(バス又は徒歩) からアクセスできる。盛岡駅から北府中駅までは 540 k m の距離があり、新幹線を利用すれば、その所要時間は 3 時間であるが、頻繁に教員及び学生が両大学間を移動することは現実的ではない。そのため、共同科目の教育については、1. 教員の移動、2. 学生の移動、3. 対面講義と遠隔講義の同時開講による 3 つのケースにパターン化し、また、通常科目についても、1. 両大学の教員が講義を分担して開講する、2. 両大学の教員が別々に開講する、の 2 パターンに分類し、それぞれにスケジュール調整を行う。しかしながら、共同教育課程としての学生の一体感を醸成するため、4 年次以下においては年に 2 回は両大学のキャンパスにおいて講義を受講することにする。また、5、6 年次においては総合参加型臨床実習を相互に受講することとする。この間の学生の移動手段及び滞在などについては、学生の負担が少なくなるような措置を講じることとする。また、学生が移動して受講する場合は、集中的に同分野の講義・実習が受けられるように時間割などを配慮する。

### 1.4 管理運営

本共同獣医学科における教育・研究等に関する重要事項を審議するために、各構成大学の学長から必要な権限をゆだねられている各構成大学の基幹教員等により構成される「共同獣医学科連絡協議会」(以下「協議会」という。)が、その管理運営にあたる。協議会は、必要に応じて年 2 回程度の頻度で開催することとするが、授業科目及びこれに係る教員の配置など共同獣医学科の編成及び実施に関する基本的事項について協議、決定する。なお、共同獣医学科では、両大学に所属する教員などによる共同獣医学科会議(年 2 回)、及び両大学の教員から選出された代議員による共同獣医学科代議員会(毎月 1 回程度)を実施する。両大学の獣医学科長のうち、1 名が共同獣医学科長、1 名が共同獣医学副学科長として連絡協議会、共同獣医学科会議及び共同獣医学科代議員会の運営にあたる。協議会が取扱う主な審議事項は以下のとおりとする。

- (1) 教育研究指導教員の選定に関する事項
- (2) 入学者選抜の方針及び実施計画に関する事項
- (3) 学生の身分取扱い及び厚生補導に関する事項
- (4) 共同獣医学科に係る成績評価の方針に関する事項

- (5) 学位審査委員会の設置に関する事項
- (6) 学位の授与及び学科修了の認定に関する事項
- (7) 共同獣医学科に係る教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- (8) 予算に関する事項
- (9) 共同獣医学科の設置に関する協定の改正又は廃止に関する事項  
もしくは共同獣医学科の設置に関する協定の運用に関する事項
- (10) その他両大学が必要と認めた事項

## 1.5 自己点検・評価

岩手大学、東京農工大学とも、これまでは、それぞれの大学において教員の資質向上に関するファカルティー・ディベロップメント (FD) の活用等も含めて自己点検・評価を実施してきた。

本共同獣医学科では、岩手大学に設置されている「教育研究評議会」、東京農工大学に設置されている「全学自己点検・評価委員会」とも連携し、協議会の下で定期的に自己点検及び自己評価を行い、併せて第三者による評価を実施する。点検・評価結果は各大学に報告するとともに公表することとする。

なお、両大学のこれまでの自己点検及び自己評価の実施体制、実施方法、評価結果の公表及び活用方法については以下のとおりである。

### (1) 実施体制及び実施方法等

岩手大学では、学校教育法第109条第1項の規定に基づく自己点検・評価について、「国立大学法人岩手大学自己点検・評価規則」及び「岩手大学内部質保証に関する実施要項」を定め、教育研究評議会の統括のもと定期的に自己点検・評価を実施している。

内部質保証体制の構成組織（以下「部局担当委員会」という。）には、各学部・研究科の教育課程の内部質保証を管轄する学部点検評価委員会等をはじめ、教養教育を含む学士課程全般の企画調整を行う岩手大学教務委員会、大学院課程全般の調整を担う大学院委員会を置き、さらに教育研究活動に係る施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関する内部質保証を管轄する全学委員会を定めている。

自己点検・評価の実施にあたっては、上記実施要項に基づく「自己点検・評価のガイドライン」を定めており、部局担当委員会は設定された評価項目・評価基準に則して点検・評価を行い、教育研究評議会は部局担当委員会が実施した点検・評価の結果に基づき、全学的な内部質保証の実施状況の確認及び内部質保証に関する取組の検証を行っている。自己点検・評価の結果、内部質保証に係る改善事項が認められた場合は、教育研究評議会において当該部局委員会

に改善の要請を行い、改善に向けた対応状況を確認することとしている。

東京農工大学では、全学的な自己点検・評価について、東京農工大学学則第12条において、「本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、教育内容及び教育方法の改善について組織的に取組み、その結果を公表するものとする」こと、及び東京農工大学組織運営規則第17条で役員会を置くこと、第21条で大学経営戦略会議を置くこと、第21条の2で役員会及び大学経営戦略会議の下に全学計画評価委員会を置くことを定め、全学計画評価委員会において、東京農工大学大学評価実施規程に基づき教育研究等の状況に係る自己点検・評価を実施している。

全学計画評価委員会には、教育・学生生活委員会、入学試験委員会、研究推進委員会、国際交流委員会、広報・社会貢献委員会、大学情報委員会、環境・安全衛生委員会、施設整備委員会、図書館商議会の九つの全学委員会を置き、自己点検・評価等の大学評価に対応している。

このほか、部局等において、教員の業績評価を行っており、その評価結果を全学的に審議・承認する機関として教員評価機構を設置している。

評価項目及び実施方法について、東京農工大学では、全学計画評価委員会において、中期目標・中期計画に関する自己点検・評価として、年度計画（アクションプラン）の策定と取組状況の確認及び進捗の公表（アクションレコード）を毎年度、実施している。

また、教育研究水準の向上に資するため、東京農工大学自己点検・評価実施細則を定め、学生の受入、学生支援、施設整備、教育課程と学修成果に関する自己点検・評価を、全学計画評価委員会において、毎年度実施している。

認証評価については、直近では、令和2年度に受審しており、全学自己点検・評価小委員会において、認証評価項目に沿った自己点検・評価を実施し、「自己評価書」として取りまとめた。また、経営系専門職大学院の認証評価を令和元年度に、分野別認証評価として獣医学教育の認証評価を令和3年度に受審しており、それぞれの部局で自己点検・評価を実施している。

このほか、毎年度、常勤教員を対象とした教員業績評価を実施している。教育、研究、社会貢献・国際交流、管理運営の各領域の諸活動について、部局等において教員の諸活動に対する評価（教員業績評価）を実施し、部局等の評価が適切に行われているか、教員評価機構において評価結果を審議・承認している。

## （2）評価結果の活用・公表

岩手大学では自己点検・評価の結果について、「内部質保証体制における自

己点検・評価の実施結果」として総括を作成し、教育研究評議会の審議を経て本学ウェブサイトで公表するとともに、部局担当委員会に評価結果のフィードバックを行い、教育の質保証・改善に向けた検討に活用している。また、教育研究評議会から要請した改善事項については、年度末に当該部局委員会から進捗状況の報告を受け、改善に向けた検討及び施策を行われているか確認・検証を行うことで実効性のある内部質保証の維持・向上に努めている。

東京農工大学では、東京農工大学大学評価実施規程に基づき、実施した自己点検・評価について、その報告書及び評価結果を、本学ウェブサイト等で公表している。

なお、共同獣医学科では公益財団法人大学基準協会による獣医学教育に係る分野別認証評価を定期的に受審することとしている。直近では令和3年度に分野別認証評価を受審し、獣医学教育に関する基準に適合していると認定された。その評価結果は獣医師養成機能の高度化に向けて教育課程及び教育体制の改善・向上に活用している。

## 1.6 情報の公表

岩手大学、東京農工大学ともに、これまではそれぞれの大学のホームページや広報誌の発行等を通じて、広く社会へ情報の提供を行ってきた。本共同獣医学科では、各大学の情報提供を活用するとともに、共同獣医学科専用のホームページを作成し、主にそのホームページを利用して共同獣医学科に関わる情報を配発信していく。本共同獣医学科における教育研究活動全般等について、社会への説明責任を果たすため、情報の提供方法を含め「広報に関する事項」について協議会の下で協議し、広く社会へ情報提供を行っていく。

なお、両大学のこれまでの情報の提供方法については以下のとおりである。

### (1) 岩手大学の情報の提供

岩手大学では、大学情報の公開・提供及び広報について、担当理事を置き、社会貢献、公開講座、産学官連携、教育研究成果等の情報を積極的に学内外へ発信している。

具体的な情報提供活動は、以下のとおりである。

#### 1) ホームページによる情報提供

- ①大学紹介(岩手大学の理念と教育・研究・社会貢献の目標、組織図等)
- ②大学運営情報(中期目標・中期計画・年度計画、財務諸表、岩手大学環境方針、岩手大学における研究者行動規範等)
- ③学部・大学院の情報(カリキュラム、入試情報、課程・学科案内等)
- ④研究者情報(専門分野、研究題目、主要な著書・論文等)

- ⑤入試情報（入試日程、アドミッションポリシー等）
- ⑥就職情報（就職関連イベント情報、卒業生の進路状況等）
- ⑦資料請求・問い合わせ先

上記の他、「学校教育法施行規則第 172 条の 2」に基づき、岩手大学の教育研究活動等の状況に係る以下の情報を公表しています。

- ア 大学の教育研究上の目的及び3つのポリシーに関すること
- イ 教育研究上の基本組織、教育研究実施組織に関すること
- ウ 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- エ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

掲載アドレス：<https://www.iwate-u.ac.jp/academics/index.html>  
(大学 HP トップ>情報公開>教育研究活動等の状況に係る情報の公表)

## 2) 広報誌・印刷物等による情報提供

- ①大学概要（OUTLINE of Iwate University）、岩手大学案内等のパンフレット
- ②広報誌
- ③各施設等によるニュースレター

## 3) TV 番組による情報提供

- ①TV 番組による情報提供
- ②IBC 岩手放送による岩手大学紹介テレビ「ガンダイニング」の放送（放送期間：9月～1月）

#### 4) その他

- ①公開講座等の実施
- ②オープンキャンパスや入試説明会の開催、キャンパスツアー等

#### (2) 東京農工大学の情報の提供

東京農工大学では、大学情報の公開・提供及び広報について、担当理事を置き、社会貢献、公開講座、産官学連携、教育研究成果等の情報を積極的に学内外へ発信している。

具体的な情報提供活動は、以下のとおりである。

##### 1) ホームページによる情報提供

- ①大学ホームページを活用した、大学憲章、入試情報、各学部、大学院等の概要、教育目標等、教育課程、シラバス、学生生活、研究者情報、自己点検評価等の広範囲に渡る情報提供
- ②各学部・大学院の学府・研究科や学科・専攻のホームページによる、教育・研究等の情報提供
- ③学報の配信
- ④公式 SNS (X、Facebook、YouTube、Instagram、LINE) を活用した最新情報の配信

##### 2) 広報誌・印刷物等による情報提供

- ①大学概要、大学案内（入学者向け）等のパンフレット
- ②入試情報の発行
- ③ニュースレターの発行

##### 3) その他

- ①公開講座等の実施
- ②各学科等による体験教室の開催
- ③オープンキャンパスの開催
- ④キャンパスツアー等
- ⑤学外にて開催される入試説明会への参加

#### 1.7 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

岩手大学、東京農工大学とも、これまではそれぞれの大学において教員資質の向上のためにさまざまな方策を実施してきた。本共同獣医学科では、両大学において実施している FD の活動内容とその結果を両大学間で共有し、その活

動を効果的に本共同獣医学科の教育効果の向上に活用することを目的とし、協議会において「FD 推進に関する事項」を協議することとしており、各構成大学の FD に関する取組内容を共有管理・相互公開し、教員資質の維持向上に努めることとする。

具体的には、両大学の FD 活動内容を参考に、以下の事項等について推進していく。

岩手大学では教学マネジメントセンターを中心に、教育内容等の改善を図る取組を実施している。具体的には、教養教育科目の授業アンケートとその結果分析による PDCA サイクルの推進、教養教育科目優秀授業担当教員の表彰制度、教員の FD 研修や事務職員の SD 研修を実施している。

さらに、獣医学教育研究の改善に資する目的として、新カリキュラム案についての学科内検討会および獣医学教育の充実に向けたデジタルフォーメーション(DX)の活用法についての企業セミナー、企業における研究の現状・展望等についての講師を招聘した研修会等を開催している。

また、鹿児島大学および北海道大学の欧州獣医教育評価機関(EAEVE)認証取得に向けた取組、ならびに帯広畜産大学の産業動物臨床教員からみた国際認証審査の評価等などの最新の情報を入手することに努め、FD 研修会等で教員に周知することで教員の資質向上に努めている。

また、東京農工大学では、グローバル教育院などにより FD 研修の企画、運営を行っている。

具体的には、毎年の新任教職員研修やグローバル化への支援事業としての英語による研修のほか、授業アンケート、卒業生・修了生アンケート、学生生活実態調査などの各種学内アンケートを通し、教育状況や大学環境に関わる情報を収集、分析し、その結果を踏まえて、FD の企画・運営を行っている。

また、多様な学生の要求に応えることができる最先端の学修環境の整備として、オンライン授業システムと学務システムの連携を容易にするなど、DX 時代に対応するとともに新たな機能を持つ学修支援・学務システム「SIRIUS(シリウス)」を 2023 年 10 月から運用を開始した。各教員がシステムをスムーズに授業等で活用できるように、管理・協力教員からなる支援体制を組織してサポートを行っている。そのほか、職員に対しては職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させるための研修として、初任職員研修、中堅職員研修、SD 研修、英語研修、パソコン研修等を実施しているほか、他機関(関係省庁、近隣大学等)が実施する研修への参加の機会を確保している。

## 1 8 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

岩手大学、東京農工大学ともに、獣医師としての高い倫理性や論理性を基盤としつつ、社会が求める獣医師の多様な職域に適合したキャリア形成を実施してきた。本共同学科におけるキャリア形成支援の目的は、獣医師に関わる多様な社会的要請の実情を低学年段階から学生に情報提供し、専門職としての獣医師になる自覚を早期から持たせることにより、具体的職業に直結している職業教育を効果的に行うことである。両大学の教員はそれぞれの専門分野に関連する獣医現場を意識しながら、講義・実習内容を組み立て、獣医学と社会的・職業的な関わりを指導する。就職に関する情報は両大学のキャリア支援部門で共有し、社会からの人材供給要請に応ずることになる。

なお、両大学のこれまでの社会的・職業的自立に関する指導等及び体制については以下のとおりである。

## (1) 岩手大学における取り組み

### 1) 教養教育での取り組み

岩手大学では岩手大学教務委員会及び岩手大学学生支援委員会で定めたキャリア教育方針の下、教養教育において、教学マネジメントセンターと地域協創教育センターが連携し、キャリアを考える、地域協創入門、企業経営学、デザイン思考入門等、自律的なキャリアのデザインに必要な知識と主体的に進路を選択する能力を養成する科目を開講している。

### 2) 専門教育での取り組み

岩手大学ではこれまで獣医師としての高い倫理性や論理性を基盤としつつ、社会が求める多様な職域に適合した獣医師を育成してきた。近年の獣医学教育においてはOIEの提唱する「新卒者が備えているべき最低限の資質能力の必要性 (Day One Competency)」を達成するために、獣医臨床教育及び家畜衛生・公衆衛生学教育を中心により実践的な実習教育が求められている。これらを実現するために、全国獣医系大学関係者協議会が主体となり、2017年から医・歯学部及び薬学部と同様に、獣医臨床教育における「診療行為に参加する学生の事前評価について社会的信頼を得る仕組み」として獣医学共用試験を課し、試験に合格した学生のみがスチューデント・ドクターとして、実際に獣医臨床現場にて実施する参加型臨床実習及び国・地方行政機関等において実施する家畜衛生・公衆衛生に関する、より実践的な実習が可能となるシステムを構築した。獣医学部では、これらの参加型実践実習をより充実させるために、低学年時からの専門教育を実施することで、4年時終了までに獣医学モデル・コアカリキュラムに指定されている講義科目を修学させ、5, 6年次においては参加型臨床実習

及び行政機関における実践実習、将来の研究者育成に関するアドバンス科目等を配置するカリキュラム改正を検討している。本カリキュラム改正により、充実したハンズオン実習が実施可能になり、現在世界で求められている Day One Competency を満たした国際通用性のある獣医師の育成が可能となるとともに、高学年次には獣医師に関する多様な社会的要請の実情に実際に触れることで、社会に求められている専門職としての獣医師になる自覚を涵養し、将来の獣医学教育を担うリーダーとしての獣医師育成を行う。

近年、産業動物臨床獣医師および家畜衛生・公衆衛生獣医師の育成が我が国の喫緊の課題となっている。そのために岩手大学では文部科学省の支援を受け、令和4年に農学部附属産業動物臨床・疾病制御教育研究センター（FCD）を設置した。獣医学部では、FCD を中心として産業動物臨床、家畜衛生・公衆衛生分野の教育を充実する。その結果として、学生に当該分野への指向を涵養し、将来的に我が国における産業動物獣医師及び家畜衛生・公衆衛生獣医師不足、並びに産業動物獣医師の質の向上が期待される。このことは、我が国における畜産物の安定供給に寄与し、食の安全・安心を推進することにつながる。

獣医学部の教員はそれぞれが担当する専門分野に関連する獣医現場を意識しながら、講義・実習内容を組み立て、社会的・職業的な自立を指導する体制をとっている。各教員が関係する大学間・国・地方自治体（岩手県、八幡平市、葛巻市、久慈市、など）・農業団体（NOSAI、JA など）との連携のもと、産業動物獣医学教育の共同利用拠点として設置された FCD を中心に、岩手大学の学生はもちろん、首都圏・東北、さらに全国の獣医系大学の学生に、高度獣医療技術、感染症制御対策を取り入れた実践的・総合的な産業動物獣医学教育を提供することができる。国内ではこうした事業はこれまでに例がなく、産業動物臨床教育の機会が不十分な他大学の獣医学生も、しかるべき実践教育を受けることで産業動物分野への理解・志向が涵養されれば、既に顕在化している産業動物獣医師（産業動物臨床獣医師及び地方自治体の家畜衛生・公衆衛生獣医師）不足に歯止めがかかり、職域偏在・地域偏在の是正に継続的に貢献できる。また、本学部が提供しようとする獣医学教育は学部学生だけでなく、現役獣医師、離職・休職中の女性獣医師等も含めた卒後教育の促進・充実をも目的としており、各世代の獣医師の質的・量的な向上が期待される。同時に本学教員は、産業動物臨床獣医師の不足している地域において診療活動を実施する等社会貢献を行っており、それらの診療も総合参加型臨床実習に位置付けることで、学生に対して産業動物臨床獣医師に関する社会的・職業的自立に関する意

識を涵養している。

さらに、学生に獣医師の職域の広さと重要性を認識させ、将来の就業を視野に入れ、講義・実習との具体的関わりを実感させることを目的とし、5年次以下の学生に対し年一回就職ガイダンスを実施している。その内容は、産業動物臨床、小動物臨床、家畜衛生・公衆衛生公務員、動物園、海外青年協力隊、医学部実験動物に関係する獣医師等から、4～5分野について当該分野の仕事の内容等について現場の実情を紹介するものである。

### 3) 教育課程外の取り組み

岩手大学では学務部学務課地域共創教育室にキャリア教育グループを置き、就職のみならず低学年からのキャリア観醸成にも力を入れ、学生のキャリア形成支援を行っている。

具体的には対象学年指定及び全学年対象のキャリアガイダンスを年間40回程度実施している。これにより学生の学修並びに自己研鑽意欲を高め、就業に向けた職業観を涵養するとともに学生が自身のキャリアを自ら計画、設計するための能力を育成する。さらに、企業や自治体関係者を大学に招いての合同就職説明会や個別の業界研究会・就職説明会、キャリアカウンセラーによるキャリアカウンセリング等を実施し学生のキャリア形成に必要な多様な支援を継続的に実施している。

## (2) 東京農工大学における取り組み

東京農工大学農学部共同獣医学科では、現在社会での獣医師の役割を十分に認識し、卒業後には高度な専門知識と技術を持った獣医師としてその責務を果たすことを目指して、低学年の時から指導を行っている。具体的には、新入生のオリエンテーションにおいて、複数名の異なる獣医学分野で活躍している社会人獣医師による講演会を行っている。講義科目では、獣医学概論及び獣医倫理で、獣医学（獣医師）の果たすべき役割及び倫理について教育している。その他には、共同獣医学科の就職担当教員と各研究室の教員が直接学生と面談して、卒業後の進路指導を適切に行っている。

## 別紙資料

○別紙1	岩手大学獣医学部の設置概要	2
○別紙2	卒業生の就職先動向	3
○別紙3	共同獣医学科時間割表	4
○別紙4	カリキュラムマップ	5
○別紙5	自治体等との協定書	6
○別紙6	総合参加型臨床実習オリエンテーション資料	18
○別紙7	総合参加型臨床実習ガイドライン	22
○別紙8	国立大学法人岩手大学職員就業規則	27
○別紙9	国立大学法人東京農工大学職員就業規則	41

## 産業動物獣医師の不足

### 地域の要請

## 世界の獣医学教育が直面している課題

### 世界的課題

## 岩手大学獣医学科のこれまでの取り組み

【獣医師の地域偏在、職域偏在（産業動物獣医師の不足）】

- 2040年、産業動物獣医師の需要4,646人に対し、供給3,102人
- 産業動物獣医師は激減
- 一方、小動物診療獣医師は供給過剰

⇒ **産業動物獣医師の人材育成は喫緊の課題**

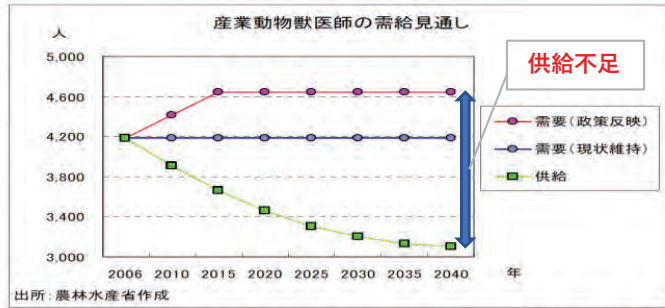
【世界の動向】

- 国際獣疫事務局 (OIE) はOIE加盟国の獣医学教育において、新卒者が備えているべき最低限の資質能力の必要性 (Day One Competency) を勧告
- 質の高い獣医学教育は公共的な獣医療サービスにとって極めて重要
- Day One Competencyは世界の獣医学教育の高位平準化 → 国際的な獣医学教育の質保証につながる
- Day One Competencyは我が国の獣医学モデル・コア・カリキュラムの根幹をなすもの
- 国際的通用性のある獣医学教育への改善、第三者による認証評価は世界共通の取組
- これを前提にしなければ、わが国の獣医学教育の質保証と国際競争力は保持できない

2,000年、日本学術会議は「社会的な実務教育の要請と国際的獣医学教育の統一に対応するために、**獣医系大学においては獣医学教育の抜本的な改革として、獣医学の教育・研究は獣医学部において行うもの**とし、学術的に高度で実務能力の高い動物医学教育とすべきである」と提言。

- 平成18年、農学部附属動物医学食品安全教育研究センターを設置し、**産業動物獣医師の卒後研修**を実施
- 平成24年、獣医学教育の発展・充実のため、**東京農工大学と共同獣医学科（学士課程）**を設置
- 平成26年、農学部附属動物病院**産業動物診療棟**を新設
- 平成30年、獣医学研究科を新設し、東京農工大学と共同獣医学専攻（博士課程）を設置
- 令和4年、東日本地域における産業動物獣医師養成の拠点となるため、**産業動物臨床・疾病制御教育研究センター**を設置し、産業動物に係る参加型臨床実習等の中核施設として東日本地域の獣医師養成大学から学生の受け入れを推進
- 令和5年度入学生から**産業動物獣医師養成を推進するための地域枠入試**を導入

- 岩手県は日本有数の畜産県
- 岩手大学は畜産教育、産業動物獣医学教育や東日本地域における産業動物獣医師の卒後教育に豊富な実績を有する
- 岩手大学は大学評価基準を満たす産業動物の参加型臨床実習を行うことが可能な教育環境を有する**
- 岩手大学は地域と連携した産業動物臨床実習教育ができる東日本地域唯一の大学**



	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
需要（政策反映）	4,413	4,646	4,646	4,646	4,646	4,646	4,646
需要（現状維持）	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180	4,180
供給	3,904	3,660	3,456	3,307	3,201	3,131	3,102

出所：農林水産省作成 単位：人

## 岩手大学における獣医学部化とその効果

**獣医学領域を農学部から独立させ学部化することにより、獣医学教育に関する世界的課題や地域の要請に応える獣医学教育の強化・充実を実現**

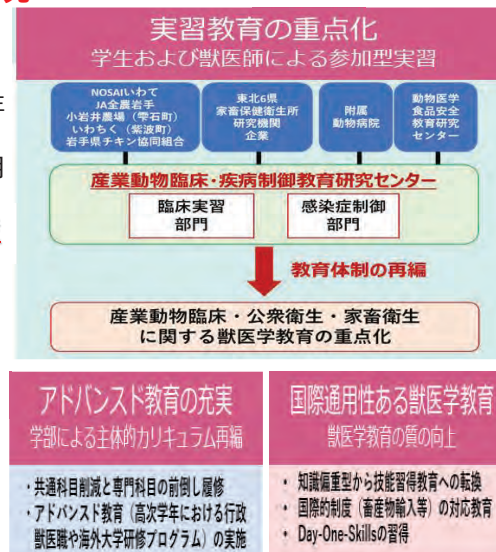


### ○ 学部化に伴う獣医学教育体制の強化・充実

- 共通教育科目単位の削減（44単位から30単位）とこれに伴う**専門科目の前倒し開講**（1年前期から専門科目6科目9単位の専門科目開講）
- 専門アドバンス科目として産業動物を中心とする臨床獣医学科目、衛生管理を中心とする応用獣医学科目、研究を中心とする基礎獣医学科目を新設
- 附属産業動物臨床・疾病制御教育研究センター（FCD）を中心として参加型臨床実習（産業動物）を展開、上記専門アドバンス科目でも必要に応じ臨床教育を実施**
- 獣医学基礎ゼミナールにおける産業動物の観察実習（1年次）、解剖学および解剖学実習（1～2年次開講）により、**低年次から学生に対して産業動物獣医師への意識づけを実施**
- 農学部動物科学・水産科学科（現動物科学科）との教育連携により**畜産関係科目（畜産学概論（1年次）、家畜飼養学（3年次））を開講し、産業動物臨床への意識づけを実施**

### ○ 学部化に伴う獣医学研究体制の強化・充実

- 学部としてガバナンスを強化することで、**海外大学との連携（学部間協定等）を深めることが容易となり、教育研究のグローバル化を加速**（⇒国際的通用性のある教育の実現にも寄与）



**農学部（定員230）**

- 植物生命科学(40)
- 応用生物化学科(40)
- 森林科学科(30)
- 食料生産環境学科(60)
- 動物科学科(30)
- 共同獣医学科(30)

**農学部附属施設**

- 寒冷フィールドサイエンス教育研究センター
- 次世代アグリノベーション研究センター
- 三陸水産研究センター
- 動物病院
- 動物医学食品安全教育研究センター
- 産業動物臨床疾病制御教育研究センター

**農学部（定員200※）**

- 植物生命科学(40)
- 応用生物化学科(40)
- 森林科学科(30)
- 食料生産環境学科(60)
- 動物科学科(30)

**農学部附属施設**

- 寒冷フィールドサイエンス教育研究センター
- 次世代アグリノベーション研究センター
- 三陸水産研究センター

※農学部も改組予定があるため定員は変動する。但し大学全体の定員は変動しない。

**獣医学部（定員30）**

- 共同獣医学科(30)

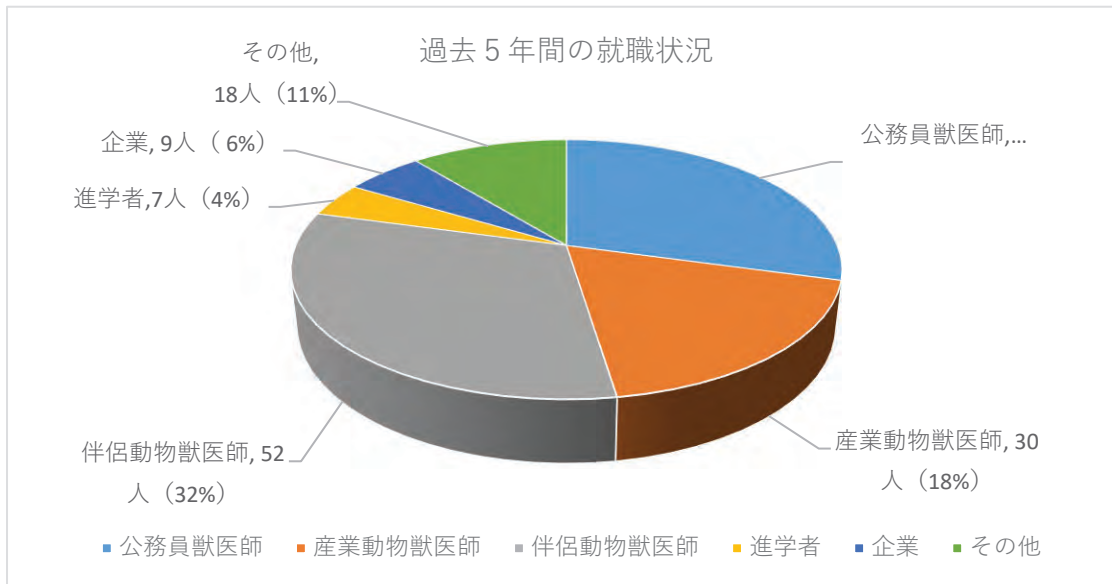
**獣医学部附属施設**

- 動物病院
- 動物医学食品安全教育研究センター
- 産業動物臨床疾病制御教育研究センター

【別紙 2】

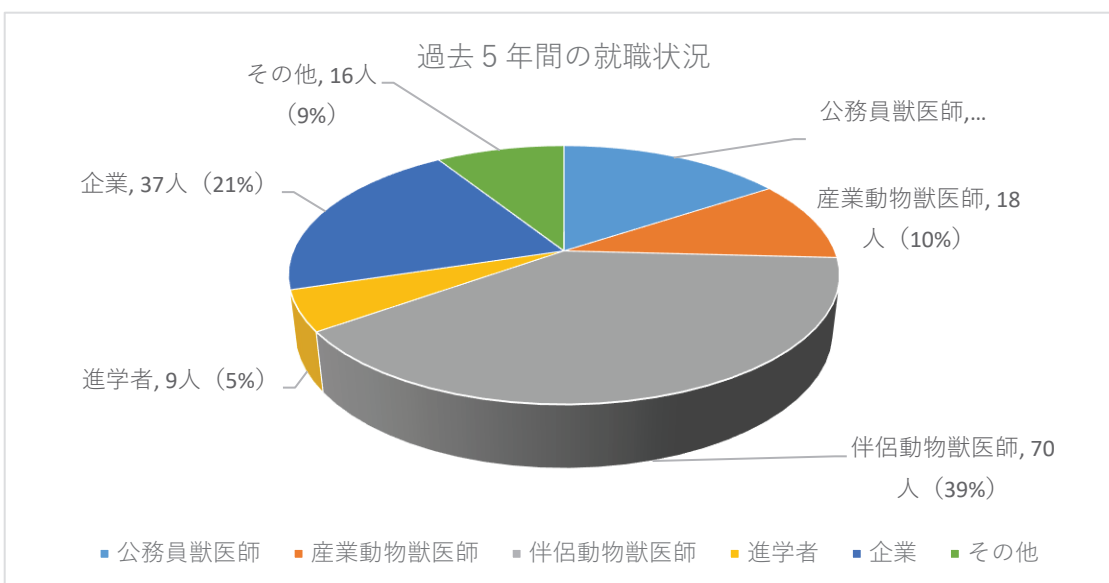
過去 5 年間における岩手大学農学部共同獣医学科卒業生の就職状況

進路 \ 卒業年度	H30	H31	R2	R3	R4	計
公務員獣医師	14	12	7	7	8	48
産業動物獣医師	5	8	5	5	7	30
伴侶動物獣医師	8	11	14	8	11	52
進学者	2	2	0	1	2	7
企業	0	2	2	3	2	9
その他	2	1	7	6	2	18



過去 5 年間における東京農工大学農学部共同獣医学科卒業生の就職状況

進路 \ 卒業年度	H30	H31	R2	R3	R4	計
公務員獣医師	6	9	4	4	5	28
産業動物獣医師	4	2	5	5	2	18
伴侶動物獣医師	12	10	17	13	18	70
進学者	1	3	2	2	1	9
企業	11	7	5	6	8	37
その他	6	5	4	0	1	16



# 【別紙3】

前期	月					火					水					木					金									
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
6年生	農工																													
6年生	岩手																													
5年生	農工			総合参加型臨床実習Ⅰ-Ⅳ				総合参加型臨床実習Ⅰ-Ⅳ					総合参加型臨床実習Ⅰ-Ⅳ					総合参加型臨床実習Ⅰ-Ⅳ					総合参加型臨床実習Ⅰ-Ⅳ					総合参加型臨床実習Ⅰ-Ⅳ		
5年生	岩手			総合参加型臨床実習Ⅰ.Ⅱ.Ⅴ.Ⅵ				総合参加型臨床実習Ⅰ.Ⅱ.Ⅴ.Ⅵ					総合参加型臨床実習Ⅰ.Ⅱ.Ⅴ.Ⅵ					総合参加型臨床実習Ⅰ.Ⅱ.Ⅴ.Ⅵ					総合参加型臨床実習Ⅰ.Ⅱ.Ⅴ.Ⅵ					総合参加型臨床実習Ⅰ.Ⅱ.Ⅴ.Ⅵ		
4年生	農工	内分泌病・皮膚科学				麻酔学・獣外科手科学	獣外科手科学				小動物内科学実習・応用編				獣医学法規						小動物外科実習・基礎編									
4年生	岩手	麻酔学・獣外科手科学	獣外科手科学	大動物臨床実習・基礎編		麻酔機能制御学					小動物内科学実習・応用編				獣医学法規						小動物外科実習・基礎編			獣医学法規						
3年生	農工	寄生虫学Ⅱ	食品衛生学	内科学総論	外科学総論			家畜飼養学			食品衛生学実習									動物病理学実習Ⅰ					家畜疫病学	寄生虫学実習				
3年生	岩手					家畜飼養学					動物病理学実習Ⅰ									動物病理学実習Ⅰ					家畜疫病学	寄生虫学実習				
2年生	農工	共通教育科目	組織学	解剖学実習Ⅱ		獣医遺伝学	実験動物学			病原微生物学	基礎薬理学				免疫学	共通教育科目	組織学実習			共通教育科目	内臓・尿管系解剖学			共通教育科目	微生物学実習Ⅰ					
2年生	岩手	共通教育科目		組織学実習							解剖学実習Ⅱ									共通教育科目				共通教育科目	微生物学実習Ⅰ					
1年生	農工	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目		獣医学概論	獣医学倫理	共通教育科目			獣医基礎生化学			生理学Ⅰ	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目			共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目		
1年生	岩手		共通教育科目	畜産学概論	共通教育科目	共通教育科目					共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目		

総合参加型臨床実習Ⅰ(Ⅱは集中(集中))  
総合参加型臨床実習Ⅱ(Ⅲは集中(集中))

後期	月					火					水					木					金									
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5					
6年生	農工																													
6年生	岩手																													
5年生	農工																													
5年生	岩手																													
4年生	農工	神経病・運動器病学	画像診断学	画像診断学実習		生物統計学	臨床薬理学	臨床検査学			代謝病・中毒学	生薬動物臨床学Ⅱ	臨床薬理学実習			眼科学				小動物外科実習・応用編			獣医学倫理Ⅱ	臨床腫瘍学	血液免疫病理学	大動物臨床実習・応用編				
4年生	岩手		画像診断学	大動物臨床実習・応用編								臨床薬理学実習								小動物外科実習・応用編			獣医学倫理Ⅱ	臨床腫瘍学	血液免疫病理学	画像診断学実習				
3年生	農工	臨床病理学	毒性学	小動物内科学実習・基礎編		呼吸器病・管理疫病学	環境衛生学	公衆衛生学実習			野生動物学	動物病理学各論Ⅱ	動物病理学実習Ⅱ							動物衛生学実習			魚病学	臨床疫病学	毒性学実習					
3年生	岩手			公衆衛生学実習			環境衛生学	小動物内科学実習・基礎編			野生動物学	動物病理学各論Ⅱ	毒性学実習							動物衛生学実習			魚病学	臨床疫病学	動物病理学実習Ⅱ					
2年生	農工	共通教育科目	共通教育科目			寄生虫学Ⅰ	統合薬理学	微生物学実習Ⅱ			共通教育科目	動物感染症学	薬理学実習							動物病理学総論	実験動物学実習			公衆衛生学総論	基礎放射線学					
2年生	岩手	共通教育科目	公衆衛生学総論	微生物学実習Ⅱ				共通教育科目				動物感染症学	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	共通教育科目	動物病理学総論	実験動物学実習			共通教育科目	基礎放射線学	薬理学実習				
1年生	農工	共通教育科目	共通教育科目	解剖学実習Ⅰ		共通教育科目		生化学実習			共通教育科目	共通教育科目	畜産学概論	共通教育科目						運動器神経系・解剖学	共通教育科目	微生物学総論	獣医代謝生化学		共通教育科目	生理学Ⅱ	生化学実習			
1年生	岩手		共通教育科目		共通教育科目	共通教育科目		生理学実習			共通教育科目		解剖学実習Ⅰ								共通教育科目		獣医代謝生化学		共通教育科目	生理学Ⅱ	生化学実習			

赤字：対面講義と遠隔講義の同時開講（岩手大：遠隔講義、農工大：対面講義）  
 青字：対面講義と遠隔講義の同時開講（岩手大：対面講義、農工大：遠隔講義）  
 緑字：対面講義と遠隔講義の同時開講（双方向、両大学で対面講義あるいは遠隔講義）



## 【別紙5】

# 一般社団法人岩手県獣医師会と岩手大学農学部 の参加型臨床実習の実施協力に関する協定書

一般社団法人岩手県獣医師会（以下「甲」という。）は、獣医療を専門職域とする獣医師によって構成される公益の団体であり、動物の健康の増進を通じ、県民の生活向上に貢献する使命を担っている。岩手大学農学部（以下「乙」という。）は、高等教育を担う岩手大学の一学部であり、うち共同獣医学科では獣医学を実践し、産業動物臨床、伴侶動物臨床、家畜衛生、公衆衛生分野の職務を通じて国民の生活向上を担う獣医師の育成を行うことを使命としている。

今日、獣医学の国際標準化が求められ、国際獣疫事務局(OIE)により獣医師が免許を取得したその日に実践できるべき技術として Day One Competency が提唱された。現在国内の獣医科大学ではこの Day One Competency を達成すべく、獣医学教育の改革が勧められている。この中で、臨床教育の充実は重要な位置を占めており、従来の見学型臨床実習から学生が病畜に対して処置、検査を実施できる参加型臨床実習への転換が図られた。このために全国の獣医科大学では共用試験を実施し、学生に仮免許を発行し学生の資格を担保した上で、各大学の附属動物病院での実習が実施されている。しかしながら大学附属動物病院での実習のみでは不十分であり、学外における実践実習が必要となってきた。

この点において、乙ではこれまでに公衆衛生・家畜衛生分野においては各地域の行政機関のご協力のもと実習を実施しており、産業動物臨床分野においては農業共済組合や家畜改良事業団などのご協力のもと実践実習を実施してきた。同様に、伴侶動物臨床分野においてもこのような協力関係を構築し、開業動物病院における実践実習を実施することが不可欠である。

このような状況に鑑み、甲及び乙は、伴侶動物臨床分野の参加型臨床実習における実施協力の推進について次の通り協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙の伴侶動物臨床分野の参加型臨床実習の実施協力に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

### （基本的事項）

第2条 甲及び乙は、免許取得後すぐに社会貢献できる獣医師の育成を目的として、参加型臨床実習の実施において連携・協力する。

- 2 甲は、伴侶動物臨床を専門とする会員獣医師を取りまとめ、学生の実践実習の場として協力可能な開業動物病院の獣医師の情報を乙に提供する。
- 3 乙は前項の獣医師の中から適当な者に、岩手大学農学部獣医臨床指導教授規則第2

条に基づき獣医臨床指導教授を委嘱する。

- 4 乙は、所属する学生を取りまとめのうえ、前項の獣医臨床指導教授の開業動物病院に派遣し、獣医臨床指導教授は学生実習を行う。
- 5 乙は、学生実習にあたり、学生に事故及び過失を補償する保険への加入を義務付ける。
- 6 学生実習に必要となる薬品及び消耗品等は獣医臨床指導教授又は開業動物病院の負担とする。
- 7 獣医臨床指導教授は、第4項の学生実習の終了後はすみやかに学生実習の結果を乙に報告する。

(協議)

- 第3条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議の上定める。
- 2 本協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲及び乙双方が誠意を持って協議し、別途書面により定める。

(協定の更新)

- 第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から更新しない旨の申し入れがない時は、この協定を更新し、以降もまた同様とする。

(その他)

- 第5条 本協定は、甲及び乙が第三者と結ぶ協定及び契約を妨げない。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和 3 年 1 月 2 0 日

(甲) 盛岡市向中野五丁目28番27号  
一般社団法人岩手県獣医師会

会 長

佐々木 一 弥



(乙) 盛岡市上田三丁目18番8号  
岩手大学農学部

農学部長

倉島 淳



## 岩手大学農学部と岩手県農業共済組合との連携協力に関する協定書

国立大学法人岩手大学農学部（以下「農学部」という。）と岩手県農業共済組合（以下「組合」という。）は、両機関が行う教育・研究・診療活動全般における連携及び交流を図り、相互の一層の発展と高度な専門技術を持つ獣医師の養成・確保に資することを目的とし、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、農学部と組合が連携協力して行う教育・研究・診療等に関し、必要な事項を定める。

### （連携協力事項）

第2条 農学部及び組合は、次の事項について連携協力する。

- （1）獣医臨床教育及び学生の実習受け入れに関する事
- （2）学術研究における交流に関する事
- （3）自然災害発生時における支援に関する事
- （4）その他、農学部及び組合が協議決定した事項

### （協議会の設置）

第3条 前条に掲げる事項に関する取り組みについて協議するため、協議会を設置する。

### （協定の期間）

第4条 本協定は、締結の日から協力を生じるものとし、両機関のいずれからも協定終了の申し入れがない限り継続するものとする。

### （その他）

第5条 本協定書の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、両機関が協議して定める。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、双方押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成28年 3月 1日

岩手県盛岡市上田三丁目18番8号  
国立大学法人 岩手大学

農学部長 高畑 義人



岩手県盛岡市北飯岡一丁目10番50号  
岩手県農業共済組合

組合長理事 工藤 忠義



## 協同組合仙台獣医師会と岩手大学農学部

### 参加型臨床実習の実施協力に関する協定書

協同組合仙台獣医師会（以下「甲」という。）は、獣医療を専門職域とする獣医師によって構成される団体であり、動物の健康の増進を通じ、市民の生活向上に貢献する使命を担っている。岩手大学農学部（以下「乙」という。）は、高等教育を担う岩手大学の一学部であり、うち共同獣医学科では獣医学を實踐し、産業動物臨床、伴侶動物臨床、家畜衛生、公衆衛生分野の職務を通じて国民の生活向上を担う獣医師の育成を行うことを使命としている。

甲は、仙台市内において伴侶動物を対象に動物病院を営む獣医師の相互扶助と共益を目的に1974年に設立された。その目的に沿って設立された夜間救急動物病院や二次診療を担う総合どうぶつ病院は、結果として広く近隣の伴侶動物医療を護り支え、そして発展させる役割を果たし、いわば公益的な事業を通して、地域への社会貢献度の高い施設として定着している。施設の進化と発展のためには、日夜進歩する獣医学術と技術を常に実践することが求められ、大学などの関係機関との連携や協力が強く求められる立場にある。そして、甲の構成員である各動物病院においては、健全な経営を維持するために、勤務獣医師を確保することが極めて重要な課題であり、大学との連携、特に個々の学生との接点を確保できることは大きな利点となる。結論として、組織全体としても個々の構成員から見ても、高次の獣医学研究や専門教育を主な使命とする大学との実質的な連携がこれまで以上に強く求められている。

一方、近年では獣医学教育の国際標準化が求められ、国際獣疫事務局(OIE)により獣医師が免許を取得したその日に実践できるべき知識・技能としてDay One Competencyが提唱された。現在国内の獣医科大学ではこのDay One Competencyを達成すべく、獣医学教育の改革が進められている。この中で、臨床教育の充実は重要な位置を占めており、従来の見学型臨床実習から学生が病畜に対して処置、検査を実施できる参加型臨床実習への転換が図られた。このために全国の獣医科大学では共用試験を実施し、学生に仮免許を発行し学生の資格を担保した上で、各大学の附属動物病院での実習が実施されている。しかしながら大学附属動物病院での実習のみでは不十分であり、学外における実践実習が必要となってきている。

この点において、乙ではこれまでに公衆衛生・家畜衛生分野においては各地域の行政機関のご協力のもと実習を実施しており、産業動物臨床分野においては農業共済組合や家畜改良事業団などのご協力のもと実践実習を実施してきた。同様に、伴侶動物臨床分野においてもこのような協力関係を構築し、開業動物病院における実践実習を実施することが不可欠である。

このような状況に鑑み、甲及び乙は、伴侶動物臨床分野の参加型臨床実習における実施協

力の推進について次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙の伴侶動物臨床分野の参加型臨床実習の実施協力に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

(基本的事項)

第2条 甲及び乙は、免許取得後すぐに社会貢献できる獣医師の育成を目的として、参加型臨床実習の実施において連携・協力するものとする。

2 甲及び乙は、前項の理念に基づき動物病院における実践実習を協力して実施する。

3 甲は、運営する総合どうぶつ病院及び夜間救急動物病院を学生実習の場として提供すると共に、会員獣医師を取りまとめ、学生の実践実習の場として協力可能な動物病院の情報を乙に提供する。

4 乙は、岩手大学農学部獣医臨床指導教授規則第2条に基づき獣医臨床指導教授を委嘱する。

5 乙は、所属する学生の取りまとめを行い、甲を通じて開業動物病院に実習の学生を派遣する。

6 乙は、学生実習にあたり、学生に事故及び過失を補償する保険への加入を義務付ける。

7 乙は、学生実習に必要となる薬品及び消耗品等を提供しない。

8 第4項の委嘱を受けた獣医臨床指導教授は、学生実習の結果を乙に報告する。

(協議)

第3条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議の上定める。

2 本協定の解釈に疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙双方が誠意を持って協議し、別途書面により定める。

(協定の更新)。

第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から更新しない旨の申し入れがない時は、この協定を更新し、以降もまた同様とする。

(その他)

第5条 本協定は甲及び乙が第三者と結ぶ協定及び契約を妨げない。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

2021（令和3）年 5月27日

甲 仙台市宮城野区苦竹1丁目2-51  
協同組合仙台獣医師会  
理事長 中尾 淳



乙 盛岡市上田三丁目18番8号  
岩手大学農学部  
農学部長 伊藤 菊一



## 一般社団法人岩手県獣医師会と岩手大学農学部の 参加型臨床実習の実施協力に関する協定書

一般社団法人岩手県獣医師会（以下「甲」という。）は、獣医療を専門職域とする獣医師によって構成される公益の団体であり、動物の健康の増進を通じ、県民の生活向上に貢献する使命を担っている。岩手大学農学部（以下「乙」という。）は、高等教育を担う岩手大学の一学部であり、うち共同獣医学科では獣医学を実践し、産業動物臨床、伴侶動物臨床、家畜衛生、公衆衛生分野の職務を通じて国民の生活向上を担う獣医師の育成を行うことを使命としている。

今日、獣医学の国際標準化が求められ、国際獣疫事務局(OIE)により獣医師が免許を取得したその日に実践できるべき技術として Day One Competency が提唱された。現在国内の獣医科大学ではこの Day One Competency を達成すべく、獣医学教育の改革が勧められている。この中で、臨床教育の充実は重要な位置を占めており、従来の見学型臨床実習から学生が病畜に対して処置、検査を実施できる参加型臨床実習への転換が図られた。このために全国の獣医科大学では共用試験を実施し、学生に仮免許を発行し学生の資格を担保した上で、各大学の附属動物病院での実習が実施されている。しかしながら大学附属動物病院での実習のみでは不十分であり、学外における実践実習が必要となってきた。

この点において、乙ではこれまでに公衆衛生・家畜衛生分野においては各地域の行政機関のご協力のもと実習を実施しており、産業動物臨床分野においては農業共済組合や家畜改良事業団などのご協力のもと実践実習を実施してきた。同様に、伴侶動物臨床分野においてもこのような協力関係を構築し、開業動物病院における実践実習を実施することが不可欠である。

このような状況に鑑み、甲及び乙は、伴侶動物臨床分野の参加型臨床実習における実施協力の推進について次の通り協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙の伴侶動物臨床分野の参加型臨床実習の実施協力に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

### （基本的事項）

第2条 甲及び乙は、免許取得後すぐに社会貢献できる獣医師の育成を目的として、参加型臨床実習の実施において連携・協力する。

2 甲は、伴侶動物臨床を専門とする会員獣医師を取りまとめ、学生の実践実習の場として協力可能な開業動物病院の獣医師の情報を乙に提供する。

3 乙は前項の獣医師の中から適当な者に、岩手大学農学部獣医臨床指導教授規則第2

条に基づき獣医臨床指導教授を委嘱する。

- 4 乙は、所属する学生を取りまとめのうえ、前項の獣医臨床指導教授の開業動物病院に派遣し、獣医臨床指導教授は学生実習を行う。
- 5 乙は、学生実習にあたり、学生に事故及び過失を補償する保険への加入を義務付ける。
- 6 学生実習に必要となる薬品及び消耗品等は獣医臨床指導教授又は開業動物病院の負担とする。
- 7 獣医臨床指導教授は、第4項の学生実習の終了後はすみやかに学生実習の結果を乙に報告する。

(協議)

- 第3条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議の上定める。
- 2 本協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲及び乙双方が誠意を持って協議し、別途書面により定める。

(協定の更新)

- 第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から更新しない旨の申し入れがない時は、この協定を更新し、以降もまた同様とする。

(その他)

- 第5条 本協定は、甲及び乙が第三者と結ぶ協定及び契約を妨げない。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和 3 年 1 月 20 日

(甲) 盛岡市向中野五丁目28番27号  
一般社団法人岩手県獣医師会

会 長

佐々木 一 弥



(乙) 盛岡市上田三丁目18番8号  
岩手大学農学部

農学部長

倉島 淳



# 公益社団法人秋田県獣医師会と岩手大学農学部

## 参加型臨床実習の実施協力に関する協定書

公益社団法人秋田県獣医師会（以下「甲」という。）は、獣医療を専門職域とする獣医師によって構成される公益の団体であり、動物の健康の増進を通じ、県民の生活向上に貢献する使命を担っている。岩手大学農学部（以下「乙」という。）は、高等教育を担う岩手大学の一学部であり、うち共同獣医学科では獣医学を実践し、産業動物臨床、伴侶動物臨床、家畜衛生、公衆衛生分野の職務を通じて国民の生活向上を担う獣医師の育成を行うことを使命としている。

今日、獣医学の国際標準化が求められ、国際獣疫事務局(OIE)により獣医師が免許を取得したその日に実践できるべき技術として Day One Competency が提唱された。現在国内の獣医科大学ではこの Day One Competency を達成すべく、獣医学教育の改革が進められている。この中で、臨床教育の充実は重要な位置を占めており、従来の見学型臨床実習から学生が病畜に対して処置、検査を実施できる参加型臨床実習への転換が図られた。このために全国の獣医科大学では共用試験を実施し、学生に仮免許を発行し学生の資格を担保した上で、各大学の附属動物病院での実習が実施されている。しかしながら大学附属動物病院での実習のみでは不十分であり、学外における実践実習が必要となってきた。

この点において、乙ではこれまでに公衆衛生・家畜衛生分野においては各地域の行政機関のご協力のもと実習を実施しており、産業動物臨床分野においては農業共済組合や家畜改良事業団などのご協力のもと実践実習を実施してきた。同様に、伴侶動物臨床分野においてもこのような協力関係を構築し、開業動物病院における実践実習を実施することが不可欠である。

このような状況に鑑み、甲及び乙は、伴侶動物臨床分野の参加型臨床実習における実施協力の推進について次の通り協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、甲と乙の伴侶動物臨床分野の参加型臨床実習の実施協力に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

### （基本的事項）

第 2 条 甲及び乙は、免許取得後すぐに社会貢献できる獣医師の育成を目的として、参加型臨床実習の実施において連携・共働する。

2 甲は、伴侶動物臨床を専門とする会員獣医師を取りまとめ、学生の実践実習の場として協力可能な開業動物病院の獣医師の情報を乙に提供する。

- 3 乙は前項の獣医師の中から適当な者に、岩手大学農学部獣医臨床指導教授規則第2条に基づき獣医臨床指導教授を委嘱する。
- 4 乙は、所属する学生を取りまとめのうえ、前項の獣医臨床指導教授の開業動物病院に派遣し、獣医臨床指導教授は学生実習を行う。
- 5 乙は、学生実習にあたり、学生に事故及び過失を補償する保険への加入を義務付ける。
- 6 学生実習に必要な薬品及び消耗品等は獣医臨床指導教授又は開業動物病院の負担とする。
- 7 獣医臨床指導教授は、第4項の学生実習の終了後は速やかに学生実習の結果を乙に報告する。

(協議)

- 第3条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議の上定める。
- 2 本協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲及び乙双方が誠意を持って協議し、別途書面により定める。

(協定の更新)

- 第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から更新しない旨の申し入れがない時は、この協定を更新し、以降もまた同様とする。

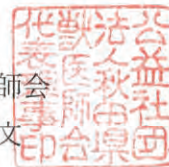
(その他)

- 第5条 本協定は、甲及び乙が第三者と結ぶ協定及び契約を妨げない。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

2021(令和3)年 5月27日

甲 秋田県秋田市中通6-7-9  
公益社団法人秋田県獣医師会  
会長 砂原 和文



乙 岩手県盛岡市上田三丁目1番8号  
岩手大学農学部  
農学部長 伊藤 菊一



## 公益社団法人福島県獣医師会と岩手大学農学部の

### 参加型臨床実習の実施協力に関する協定書

公益社団法人福島県獣医師会（以下「甲」という。）は、獣医療を専門職域とする獣医師によって構成される公益の団体であり、動物の健康の増進を通じ、県民の生活向上に貢献する使命を担っている。岩手大学農学部（以下「乙」という。）は、高等教育を担う岩手大学の一学部であり、うち共同獣医学科では獣医学を实践し、産業動物臨床、伴侶動物臨床、家畜衛生、公衆衛生分野の職務を通じて国民の生活向上を担う獣医師の育成を行うことを使命としている。

今日、獣医学の国際標準化が求められ、国際獣疫事務局(OIE)により獣医師が免許を取得したその日に実践できるべき技術として Day One Competency が提唱された。現在国内の獣医科大学ではこの Day One Competency を達成すべく、獣医学教育の改革が進められている。この中で、臨床教育の充実は重要な位置を占めており、従来の見学型臨床実習から学生が病畜に対して処置、検査を実施できる参加型臨床実習への転換が図られた。このために全国の獣医科大学では共用試験を実施し、学生に仮免許を発行し学生の資格を担保した上で、各大学の附属動物病院での実習が実施されている。しかしながら大学附属動物病院での実習のみでは不十分であり、学外における実践実習が必要となってきた。

この点において、乙ではこれまでに公衆衛生・家畜衛生分野においては各地域の行政機関のご協力のもと実習を実施しており、産業動物臨床分野においては農業共済組合や家畜改良事業団などのご協力のもと実践実習を実施してきた。同様に、伴侶動物臨床分野においてもこのような協力関係を構築し、開業動物病院における実践実習を実施することが不可欠である。

このような状況に鑑み、甲及び乙は、伴侶動物臨床分野の参加型臨床実習における実施協力の推進について次の通り協定を締結する。

#### （目的）

第 1 条 この協定は、甲と乙の伴侶動物臨床分野の参加型臨床実習の実施協力に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

#### （基本的事項）

第 2 条 甲及び乙は、免許取得後すぐに社会貢献できる獣医師の育成を目的として、参加型臨床実習の実施において連携・共働する。

2 甲は、伴侶動物臨床を専門とする会員獣医師を取りまとめ、学生の実践実習の場として協力可能な開業動物病院の獣医師の情報を乙に提供する。

- 3 乙は前項の獣医師の中から適当な者に、岩手大学農学部獣医臨床指導教授規則第2条に基づき獣医臨床指導教授を委嘱する。
- 4 乙は、所属する学生を取りまとめのうえ、前項の獣医臨床指導教授の開業動物病院に派遣し、獣医臨床指導教授は学生実習を行う。
- 5 乙は、学生実習にあたり、学生に事故及び過失を補償する保険への加入を義務付ける。
- 6 学生実習に必要な薬品及び消耗品等は獣医臨床指導教授又は開業動物病院の負担とする。
- 7 獣医臨床指導教授は、第4項の学生実習の終了後は速やかに学生実習の結果を乙に報告する。

(協議)

第3条 この協定書に定めのない事項については、甲及び乙がその都度協議の上定める。

- 2 本協定の解釈に疑義を生じた場合は、その都度甲及び乙双方が誠意を持って協議し、別途書面により定める。

(協定の更新)

第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から更新しない旨の申し入れがない時は、この協定を更新し、以降もまた同様とする。

(その他)

第5条 本協定は、甲及び乙が第三者と結ぶ協定及び契約を妨げない。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

2021(令和3)年5月27日

甲 福島県福島市中町7-17  
公益社団法人福島県獣医師会  
会長 浦山 良雄



乙 岩手県盛岡市上田三丁目1-8番8号  
岩手大学農学部  
農学部長 伊藤 菊



令和5年5月24日（水曜日）午後5時～  
産業動物診療棟 2階 視聴覚教室

## 令和5年度総合参加型臨床実習（フィールド実習）

### オリエンテーション 次第

1. 開会
2. 動物病院長挨拶
3. 臨床実習について
  - ・ 資料1（産業動物臨床実習の手引きについて）
  - ・ 資料2（実習の概要）
4. 実習計画の確認
  - ・ 名簿と実習計画の確認
5. カルテおよび検査について
  - ・ 資料4 カルテ（産業動物）
  - ・ 資料5 血液検査依頼について（時間厳守）
  - ・ 血清タンパク泳動は産業動物臨床系（診断学、内科学、繁殖制御学）で実施
6. その他注意事項
  - ・ 各担当教員から
  - ・ 質問
7. 閉会

## 野外実習に際しての感染防除について

実習の学生や教員が農家間、あるいは農家-大学間で感染源の運搬者となることは避けなければならない。そのため、以下の決まりを設ける。

1. 海外からの汚染持ち込み・海外への持ち出し
  - ・野外実習に参加する前7日、参加後7日は海外渡航を行わない。
  - ・口蹄疫発生国への渡航は極力控える。
2. 往診時の服装等
  - ・長靴は野外実習のみに使用する。
  - ・診療着（つなぎ）は農家毎に着替える。そのため、往診件数分の診療着（つなぎ、タイベック）を持参する。
  - ・使用した診療着は診療車を汚染しないようにビニール袋に入れて持ち帰る。
  - ・帽子（バンドナ、タオルなど）は必ず着用する。帽子が糞尿などで汚染した場合は診療着と同様にビニール袋に入れ、スベアを着用する。
3. 診療用具
  - ・診療用具を入れたカゴは車から降ろさない。降ろす場合は下にビニール袋などを敷き、農家の地面や床に接触させない。
  - ・必要な診療器具は身につけるかレジ袋に入れて診療場所まで持ち運ぶ。
  - ・使用した診療器具は消毒してカゴに戻す。消毒できない物は汚染面を裏側にしたレジ袋やビニール袋に入れて持ち帰り消毒する。
4. 長靴の消毒
  - ・農家に到着したら車の中で長靴に履き替え、自分の靴では農家の庭に降りない。不可能な場合は、帰りがけに乗車する際に靴底を強酸性水などで消毒し、大学に戻ってから、再度靴底を消毒する。
  - ・使用した長靴は農家毎にきちんと洗浄消毒を行い、車に戻って自分の靴と履き替え、長靴はレジ袋に収納する。
  - ・長靴の消毒に用いたバケツとブラシは清潔なビニール袋に入れて車に積み込む。これらを往診先で降ろす場合は、ビニール袋は車から出さない。（ビニール袋の外側は汚染させない）
  - ・大学に戻ったら、長靴・バケツ・ブラシを牛舎外壁（バドック横）の水道と車庫内の消毒槽で洗浄・消毒する。
5. 診療着の洗濯
  - ・診療着は病院の洗濯室で洗浄する。病院洗濯室の洗濯機はすべて汚染診療着専用とし、総合研究棟3階の洗濯機はスクラブなど汚染されていない診療着の洗濯専用とする。
  - ・タイベックは破損した物や血液などの汚れのひどい物は破棄するが、それ以外は洗濯して再利用する。
  - ・新品のタイベックを使用する場合は、フード後面にサイズを大きく記載する。

## 臨床実習の手引き 2023

### <1>診療の基本

#### 1. 診療に対する基本姿勢と飼い主に対する接し方

- (1) 実習は現場の獣医師と農場主の信頼関係の上に成り立っていること理解する。
- (2) マスクの着用（新型コロナウイルス感染予防等）
- (3) 担当獣医師の指示に従う。
- (4) 常に“経済動物を実習に使わせていただく”ということを理解し、診療や採材は効率よく短時間に済ませ、牛にかかるストレスを最小限にする。診療が途中であっても、獣医師の指示があれば直ちに終了する。
- (5) 効率よく実習を行うために、学生同士の会話は控える。
- (6) 農場（飼い主）の方々には到着および退出の際に、笑顔で元気よく挨拶する。
- (7) 農場（飼い主）の方々に対して、病気の診断に関する発言は行わない。
- (8) 農場内では大声を出したり走ったりしない。
- (9) 牛に対して手荒な行為はしない。
- (10) 写真撮影の場合は飼い主の許可を得ること。

#### 2. 感染防御対策

##### (1) 畜舎に入るとき

- ・ 必ず清潔な診療着を着用する。
- ・ タイベックの利用を考慮する。

##### (2) 畜舎内で

- ・ 注射針や直腸検査用ポリ手袋の使い回しはしない。
- ・ 糞のついた長靴で飼槽に立たない。
- ・ 除角や削蹄などに用いて血液のついた道具類をそのまま他の牛には使わない。

##### (3) 農場から退出するときは、以下のことに注意する。

- ・ 長靴を洗淨し、消毒する。自分の靴で農場を歩き回らない。
- ・ 長靴で診療車に乗車しない。
- ・ 多少汚れても良いスクラブやトレーニングウェアなどを着て実習に向かい、農家に到着後につなぎやタイベックを上に着、診療が終わったらそれを脱いでレジ袋等にしまつて診療車に乗車する。つなぎやタイベックは農家ごとに別のものを着用する。
- ・ 手指を洗淨、消毒する。
- ・ 他の農場でも使用が予想される診療器具は常時消毒する。

## 資料2

### 産業動物部門の実習概要

岩手大学担当教員：高橋 透、高橋正弘、一條俊浩、宮崎珠子、木村 淳、  
木南藍子、キム・スーウン

非常勤獣医師：NOSAI岩手家畜診療所獣医師、小岩井農牧獣医師

#### 実習の概要：

1. 月曜日：実習用ケース（器材の確認・準備）
2. 火曜日：実習（小岩井農牧、繁殖検診）
  - ・動物病院前午前 時 分 出発（5分前集合）動物病院前出発（小岩井農牧、繁殖）
  - ・動物病院前午前 時 分 出発（雫石・滝沢）
  - ・動物病院前午前 時 分 出発（くずまき高原牧場）
  - ・持ち物：実習用のカゴ（アイスボックスにはクラッシュアイス）  
筆記用具、ツナギ（防護服）、長靴（農場も有）、帽子、聴診器
  - ・現地到着 ⇒ 実習開始
  - ・12時頃（終了次第）：現地出発
  - ・13時頃：大学到着 ⇒ 器材の洗浄と物品の補充
  - ・午後：各種検査（血液、糞便、尿、乳汁細菌培養など） ⇒ 報告用カルテの作成
3. 水曜日：症例検討会（繁殖班以外、繁殖は別途指示）
  - ・9時～12時：場所＝動物病院2階 臨床実習室3  
症例検討会（1人10分程度の説明、5分程度のディスカッション）
  - ・午後：報告用カルテの清書
  - 4時（時間厳守）までに動物病院事務へ提出（実習先へFAXまたは担当教員に提出）

### 伴侶動物部門の概要

- ・午前9時 伴侶動物病院内集合（外科・内科）
- ・白衣について
- ・その他

以上

## 【別紙 7】

2024年2月1日

### 総合参加型臨床実習ガイドライン

岩手大学農学部共同獣医学科

岩手大学農学部共同獣医学科において総合参加型臨床実習を実施する際のガイドラインに含まれる項目については、以下の通りとする。

#### 1. 総合参加型臨床実習において学生に許容される獣医療行為の範囲

臨床実習において共同獣医学科学生（獣医学生）に許容される獣医療行為は、その獣医療行為によって予測される飼育動物への侵襲性の程度を目安（別紙1）としつつ、教育的観点を考慮した上で、以下の3つの水準に区分する（別紙2）。

##### 【水準1】指導教員の指導・監督の下に実施が許容されるもの

予測される飼育動物への侵襲性が相対的に低い行為については、飼育動物の安全の確保が比較的容易であることから、飼育者の同意を得て、指導教員の指導・監督（獣医学生15人程度に指導者1人がつき、必要に応じて技術介助を行う）の下で、獣医学生が実施できる。

##### 【水準2】指導教員の指導・監視の下に実施が許容されるもの

予測される飼育動物への侵襲性が相対的に中程度の行為については、適切に実施されれば飼育動物の安全の確保が可能であることから、飼育者の同意を得て、指導教員の指導・監視（獣医学生に必ず指導者が同伴し、必要に応じて獣医学生の行為を中止することを指示する）の下で、獣医学生が実施できる。

##### 【水準3】原則として指導教員の実施の見学にとどめるもの

予測される飼育動物への侵襲性が相対的に高い行為については、飼育動物の安全を確保することは困難であることから、原則として獣医学生は実施できない。

#### 2. 指導獣医師の要件

指導獣医師の要件は、臨床実習において獣医学生及び飼育動物の安全の確保を図り、獣医学生による獣医療行為に対して適切な指導・監督または指導・監視ができる能力を有することであり、助教以上の教員（特任も含む）および教員の認めた獣医師とする。ただし、最終的な検査、処置の判断は教員が行う。

### 3. 事前の学生評価の内容と基準

臨床実習において獣医学生が診療行為を行うにあたっては、事前に実施可能な水準までの技術を修得させておく必要があり、臨床実習に入る前の段階で、獣医学生の知識・技能が到達すべき水準に達しているかどうかについて判断する。到達すべき水準に達していると評価された獣医学生に対しては、このガイドラインの趣旨を理解させ、臨床実習に参加させる。

### 4. 飼育者への周知と同意に関する方法

獣医学生の臨床実習にあたっては、あらかじめ、所有者に対して、実習の必要性、実習内容などについて十分かつ丁寧な説明を行い、獣医学生による診療行為について、所有者が納得した上で、同意を得ることが必要である。所有者は、上記同意を拒否することができること、既に同意した内容についていつでも撤回できることなど、所有者が診療上の不利益な扱いを受けないようにする。岩手大学附属動物病院では、上記の内容を受付に掲示およびホームページに掲載し、必要に応じて口頭で説明を行うことで同意を得る。なお、獣医学生に対しては、事前に個人情報に関する関係法令を教示し、臨床実習を通して知り得た所有者等の情報については、他者に漏らすことがないように十分に留意する。

## 飼育動物への侵襲性の程度分類

反応 \ 侵襲性	低い	中程度	高い
生体組織の破壊	ほとんど伴わない	軽度かつ限定的であり縫合などの必要はない	縫合が必要
出血	ほとんど伴わない	出血が軽度かつ限定的であり簡単な処置により止血等の対応ができる	多量の出血等の恐れがある
疼痛	ほとんど伴わない	軽度かつ限定的	重度
感染	一般的な処置により予防できる	適切な処置により予防できる	重篤な感染症を惹起するおそれがある
炎症	ほとんど伴わない	軽度かつ一時的	発熱を伴うなど全身症状を惹起するおそれがある
体液の喪失	ほとんど伴わない	軽度かつ一時的	多量の体液の喪失のおそれがある
臓器への影響	ほとんど伴わない	軽度かつ限定的であり、適切な処置により臓器に直接的な影響を及ぼす恐れはない	臓器に重大な影響を及ぼすおそれがある
血圧、呼吸など生態機能への影響	ほとんど伴わない	一時的な抑制などに限られ、かつ適切な処置により予防できる	血圧の著しい低下など生体機能に大きな影響を及ぼすおそれがある

## 臨床実習において獣医学生に許容される診療行為の例示

水準1	水準2	水準3
1. 診察		
<ul style="list-style-type: none"> <li>問診、全身の視診、触診、打診、聴診</li> <li>生体への影響がないかほとんどないと考えられる簡単な補助器具（体温計、反射鏡、聴診器、打腱器、開口器、耳鏡、検眼鏡、膾鏡など）を用いる全身の診察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>診察のために必要な鎮静・麻酔等（補助）</li> </ul>	左記以外のもの
2. 検査		
<p>(生理学的検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心電図、心音図、心機図</li> <li>脳波</li> <li>聴力、平衡、視力</li> <li>歩様、関節稼働域検査</li> <li>神経学的検査</li> </ul> <p>(消化管検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直腸鏡</li> <li>直腸検査</li> </ul> <p>(画像診断)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>超音波検査（補助）</li> <li>単純エックス線検査（補助）</li> <li>CT（補助）</li> <li>MRI（補助）</li> </ul> <p>(検体採取)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>血液（毛細血管、静脈）</li> <li>尿（圧迫排尿、カテーテル導尿（難易度の高いものは除く））</li> <li>第一胃液</li> <li>分泌液、排液、鼻汁</li> </ul> <p>(搔爬・穿刺・生検)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>皮膚・腫瘍表面の搔爬</li> <li>針吸引（膿胞、膿瘍等（体表））</li> <li>頸管粘液・腔内容の採取・検査</li> </ul> <p>(特殊検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>繁殖学的検査：直腸検査（大動物）</li> <li>各診療科における非侵襲性検査：ウツド灯を用いる検査など（その他）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>筋電図</li> <li>胃カテーテル</li> <li>内視鏡検査（補助）</li> <li>透視</li> <li>造影剤（RIを除く）を用いた検査（補助）</li> <li>動脈血（末梢）</li> <li>胸腔、腹腔</li> <li>骨髄穿刺（補助）</li> <li>妊娠診断鑑定（補助）</li> <li>頸管に拡張棒などの器具の挿入を伴う検査</li> </ul>	左記以外のもの

水準 1	水準 2	水準 3
3. 治療		
(看護的処置) ・体位変換、おむつ、体液吸収シート等交換、運動、散歩  (処置) ・皮膚消毒、包帯交換 ・外用薬塗布・貼付 ・浣腸 ・耳の洗浄 ・乳房内注入 ・血管留置針設置（末梢静脈）  (投与) ・経口、皮内、皮下、筋肉内 ・静脈注射 ・点眼  (外科的処置) ・抜糸・止血 ・手術助手 ・麻酔モニタリング  (その他) ・分娩介助（補助）	・創傷処置 ・除角 ・歯石除去 ・胃カテーテル挿入（経口・経鼻） ・ギプス巻  ・全身・局所麻酔 ・膿瘍切開、排膿、ドレイン処置 ・縫合 ・抜歯（手術を必要とするものを除く）  ・蹄病治療のための削蹄	左記以外のもの
4. 救急		
・バイタルチェック ・気道確保（気管内挿管、気管切開を除く）、人工呼吸、酸素投与	・気管内挿管  ・心マッサージ ・電氣的除細動	左記以外のもの
5. その他		
・カルテ記載の補助（検査結果の記入など） ・保健衛生指導（一般的内容のもの）	・カルテ記載（指導獣医師の確認とサイン）  ・飼育動物の所有者などへの病状説明 ・調剤（指導獣医師の確認とサイン）	左記以外のもの

ただし、獣医学生による実際の診療行為の実施の可否については、実習担当教員が最終的に判断をする。

## 【別紙8】

# 国立大学法人岩手大学職員就業規則

平成16年4月1日 制定  
令和5年10月17日 最終改正

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、教育研究の特性に留意して国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）に勤務する職員の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (職種)

第2条 この規則において職員とは、教員、事務職員、専門職員、技能職員及び医療職員をいう。

### (適用範囲)

第3条 この規則は、雇用の期間の定めのない常時勤務に服することを要する職員に適用する。ただし、岩手大学が雇用の期間を定めて雇用する職員、再雇用された職員等の就業については別に定める。

### (職位)

第4条 雇用の期間の定めのない常時勤務に服することを要する職員の職位は、次のとおりとする。

教員（附属学校教員を除く。） 教授、准教授、講師、助教

附属学校教員 副園長・副校長、主幹教諭、教諭・養護教諭

事務職員 事務局長、部長・次長、課長・事務長、主査（副課長・副事務長）、主査、主任、主事

専門職員（事務系） （専門分野）専門員、（専門分野）専門職員

専門職員（技術系） 技術室長、技術専門員、技術専門職員、技術職員

技能職員 技能職員（用務又は労務の業務を含む。）

医療職員 栄養士

保健師・看護師

### (権限の委任)

第5条 岩手大学長（以下「学長」という。）は、この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

### (法令との関係)

第6条 この規則に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令の定めるところによる。

### (遵守義務)

第7条 岩手大学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

### (教員の身分取扱)

第8条 教員（附属学校教員を除く。）の身分の取扱いについては、教育研究評議会及び教授会等の議を経るものとする。ただし、懲戒に係る審議にあっては、教授会等の議を要しないものとする。

## 第2章 採用・退職等

### 第1節 採用

（採用）

第9条 職員の採用は、選考による。

2 職員の選考について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員採用規則による。

（労働条件の明示）

第10条 学長は、職員の採用に際して、採用をしようとする職員に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

一 給与に関する事項

二 就業の場所及び従事する業務に関する事項

三 労働契約の期間に関する事項

四 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項

五 退職に関する事項

（赴任）

第11条 赴任の命令を受けた職員は、その異動に係る発令の日から、次に掲げる期間内に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に赴任できないときは、岩手大学の承認を得なければならない。

一 住居移転を伴わない赴任の場合 即日

二 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

（試用期間）

第12条 学長は、職員として採用された者に採用の日から3月の試用期間を設ける。ただし、他の国立大学法人職員、国家公務員、地方公務員及び公共企業体職員その他これらに準ずるものとして学長が認める職員から引き続き岩手大学の職員となった者については、この限りでない。

2 試用期間中の職員は、職員として著しく不相当と認められたときに解雇されることがある。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

### 第2節 昇任及び降任

（昇任）

第13条 職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、その職員の勤務成績（実績、能力、適性等）に基づいて行う。

（降任）

第14条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、降任することができ

る。

- 一 勤務成績が良くない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、又は職務に堪えない場合
- 三 その他必要な適性を欠く場合

### 第3節 異動

(配置換、出向等)

- 第15条 学長は、業務上の必要により、配置換、兼務、兼職又は出向を命ずることができる。ただし、出向及び異なる職種への配置換の場合については、本人の同意を得たうえで命ずるものとする。
- 2 前項に規定する異動（出向及び異なる職種への配置換を除く。）を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。
  - 3 職員の出向について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員出向規則による。

(クロスアポイントメント制度)

- 第15条の2 職員は、岩手大学の職員の身分を保有したまま岩手大学以外の機関（以下「他機関」という。）の職員として採用され、当該他機関の職員の身分を保有したまま、岩手大学及び当該他機関の業務を行うこと（ただし、兼業によるものを除く。以下「クロスアポイントメント制度」という。）ができる。
- 2 職員のクロスアポイントメント制度について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学クロスアポイントメント制度に関する規則による。

### 第4節 休職

(休職)

- 第16条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職にすることができる。
- 一 別に定める国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第19条に定める特定病気休暇の期間が連続して90日（同条第1項第2号に定める病気休暇の場合は6月）を超える場合
  - 二 刑事事件に関し起訴された場合
  - 三 学校、研究所、病院等の公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事する場合
  - 四 科学技術に関する国及び独立行政法人と共同して行われる研究又は国若しくは独立行政法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設又は大学が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
  - 五 研究成果活用企業の役員、顧問又は評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要がある、岩手大学の職務に従事することができない場合
  - 六 わが国が加盟している国際機関、又は外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
  - 七 労働組合業務に専従する場合
  - 八 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
  - 九 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第17条 前条第1項各号に掲げる事由による休職の期間(第2号に掲げる事由による休職の期間を除く。)は、3年を超えない範囲内において学長が定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

(休職の手続)

第18条 学長は、職員を休職にする場合は、事由を記載した説明書を交付して行うものとする。ただし、職員から同意書の提出があった場合にはこの限りでない。

(復職)

第19条 学長は、第17条の休職の期間が満了する日までに休職の事由が消滅したと認めた場合は、復職させる。ただし、第16条第1項第1号の休職については、職員が休職の期間が満了する日までに復職を願い出て、医師が休職の事由が消滅したと認めた場合に限り、復職させる。

2 前項の場合、学長は、原則として休職前の職場に復帰させる。ただし、心身の条件その他を考慮し、他の職務に従事させることがある。

(休職中の身分)

第20条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

## 第5節 管理監督職勤務上限年齢による降任等

(管理監督職勤務上限年齢による降任)

第20条の2 管理監督職(国立大学法人岩手大学職員給与規則第21条第1項に規定する職員(第4条に規定する教員(附属学校教員を除く。))を除く。)に係る職位及びそれ以外の一般職俸給表(一)6級以上の適用を受ける職位をいう。以下この節において同じ。)にある職員は、管理監督職勤務上限年齢に達した日後における最初の4月1日に、管理監督職以外の職員へ降任する。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、満60歳とする。

(管理監督職への採用等の制限)

第20条の3 学長は、管理監督職勤務上限年齢に達している者を、管理監督職勤務上限年齢に達した日後における最初の4月1日以後、管理監督職に採用し、又は昇任させることができない。

## 第6節 退職及び解雇

(退職)

第21条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職し、職員としての身分を失う。

- 一 退職を申し出て学長から承認された場合
- 二 定年に達した日以後における最初の3月31日
- 三 第17条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しない場合
- 四 死亡した場合

(自己都合による退職手続)

第22条 職員は、自己の都合により退職しようとする場合は、退職を予定する日の30日前までに、学長に文書をもって申し出なければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに申し出ることができない場合は、14日前までに申し出なければならない。

2 職員は、退職届を提出しても、退職するまではその職務に従事しなければならない。

(早期退職募集による退職手続)

第23条 学長は、定年前に退職する意思を有する職員を募集することができる。

2 職員の早期退職募集について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員退職手当規則による。

3 職員は、第1項の早期退職募集に応募し、認定された場合は、速やかに学長に退職届を提出しなければならない。

(定年)

第24条 職員の定年は満65歳とする。

第25条 削除

第25条の2 削除

(民間等退職者雇用)

第25条の3 学長は、民間企業、地方自治体等を定年等により退職した者について、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するために特に必要と認めるときは、1年を超えない範囲内で期間を定め、採用することができる。

2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前2項の規定に基づき雇用される職員について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学民間等退職者雇用職員就業規則による。

(特命教員)

第25条の4 学長は、第24条の規定により定年退職した教員又は本学以外の教育研究機関等を退職した者について、本学の教育活動の一層の充実及び活性化に資するため、特に必要と認めるときは、1年を超えない範囲内で期間を定め、採用することができる。

2 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前2項の規定に基づき雇用される職員について必要な事項は別に定める。

(再雇用)

第25条の5 学長は、令和5年4月1日以降に満60歳に達した日以降における最初の3月31日以降に第21条第1号の規定により退職した者のうち引き続き岩手大学に勤務することを希望する者について、1年を超えない範囲内で期間を定めて採用する。

2 前項の規定に基づき雇用される職員について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学再雇用職員就業規則による。

(解雇)

第26条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、解雇する。

- 一 削除
- 二 禁錮以上の刑に処せられた場合
- 三 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合

第27条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解雇することができる。

- 一 勤務成績が著しく良くない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障がある場合、又は職務に堪えない場合
- 三 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合
- 四 事業活動の縮小その他事業の運営上やむを得ない事情が生じた場合

(解雇制限)

第28条 学長は、前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず労基法第81条の規定により打切補償を行う場合、又は天災事変その他やむを得ない事由により岩手大学の事業継続が不可能となった場合で所轄労働基準監督署の認定を受けた場合は、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 産前産後の女性職員が、別に定める国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第21条第6号及び第7号の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第29条 学長は、第26条及び第27条の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告しない場合は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。ただし、試用期間中の職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合、並びに所轄労働基準監督署の認定を受け、天災事変その他やむを得ない事由により岩手大学の事業継続が不可能となった場合又は第45条第2項第5号に定める懲戒解雇をする場合は、この限りでない。

- 2 学長は、職員が前項の規定により解雇予告された日から解雇の日までの間において、当該解雇予告理由について証明書の交付を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。

(退職後の責務)

第30条 職員が退職するときは、退職する日までに、本学が指定した者に業務の引継ぎをしなければならない。

- 2 退職した者、又は解雇された者は、本学からの貸与品及び業務に関して入手した資料等を返還しなければならない。
- 3 退職した者、又は解雇された者は、在職中に職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(退職証明書)

第31条 学長は、退職した者、又は解雇された者が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

- 2 前項の証明書に記載する事項は、次のとおりとする。
  - 一 雇用期間
  - 二 業務の種類
  - 三 その事業における地位
  - 四 給与
  - 五 退職の事由（解雇の場合は、その理由）
- 3 証明書は、前項の事項のうち交付を請求した者が請求した事項のみを証明するものとする。

### 第3章 給与

（給与）

第32条 職員の給与について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員給与規則、国立大学法人岩手大学年俸制適用職員給与規則又は国立大学法人岩手大学令和2年型年俸制適用職員給与規則による。

### 第4章 服務

（誠実義務）

第33条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行しなければならない。

（職務専念義務）

第34条 職員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、職務上要求される注意力をその職責遂行のために用い、岩手大学の職務に従事しなければならない。

（職務専念義務免除期間）

第35条 職員は、関係法令に定められている期間のほか、次に掲げる期間においては、職務専念義務を免除される。

- 一 勤務時間内レクリエーションに参加することを承認された期間
- 二 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
- 三 文部科学省共済組合岩手大学支部が計画し、実施するもので、勤務時間内に行う総合的な健康診査を受けることを承認された期間
- 四 勤務時間内に妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦である職員」という。)が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けること、及びその指導を守ることができるための勤務時間の変更や業務軽減等の措置のために勤務を要しないことを承認された期間
- 五 その他岩手大学が必要と認めた期間

（遵守事項）

第36条 職員は、次の事項を守らなければならない。

- 一 上司の指示に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行すること。
- 二 正当な理由なく勤務を欠かないこと。
- 三 職場の内外を問わず、岩手大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。

- 四 職務上知ることのできた秘密を他に漏らさないこと。
- 五 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いないこと。
- 六 岩手大学の敷地及び施設内で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしないこと。
- 七 その他大学の機能を阻害する行為をしないこと。

(職員の倫理)

第37条 職員の倫理について遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員倫理規則による。

(研究活動に係る不正行為の防止に関する遵守事項)

第37条の2 職員は、研究活動における不正が起こらない環境を保持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 不正行為を行わないこと。
- 二 不正行為に加担しないこと。
- 三 不正行為を第三者にさせないこと。

(経費の不正使用の防止に関する遵守事項)

第37条の3 職員は、不正使用が起こらない環境を保持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 関係法令、本学の規則等を遵守し、高い倫理性を保持し、清廉性をもって、行うよう努めなければならない。
- 二 不正使用の防止に自ら取り組まなければならない。
- 三 コンプライアンス教育を受けるとともに、前2号に定める事項を約するため、誓約書を学長に提出しなければならない。
- 四 不正使用に係る調査に協力しなければならない。

(ハラスメントの防止等に関する措置)

第38条 ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める国立大学法人岩手大学ハラスメント防止規則による。

(兼業の制限)

第39条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

- 2 職員の兼業については、別に定める国立大学法人岩手大学職員兼業規則による。

## 第5章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間等)

第40条 職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則による。

(育児休業等)

第41条 職員の育児休業、育児短時間勤務又は育児時間について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員育児休業等に関する規則による。

(介護休業等)

第42条 職員の介護休業又は介護部分休業について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員介護休業等に関する規則による。

(自己啓発等休業)

第42条の2 職員の自己啓発等休業について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員自己啓発等休業に関する規則による。

(配偶者転勤等同伴休業)

第42条の3 職員の配偶者転勤等同伴休業について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員配偶者転勤等同伴休業に関する規則による。

## 第6章 研修

(研修)

第43条 職員は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合は、これを受けなければならない。

2 学長は、職員に研修機会を提供する。

3 職員の研修について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員研修規則による。

## 第7章 賞罰

(表彰)

第44条 学長は、職員が岩手大学の業務に関し特に功労があつて他の模範とするに足りると認められるとき、又は永年にわたり勤続し職務に精励し他の模範とするに足りると認められるときは、別に定める国立大学法人岩手大学職員表彰等規則により、これを表彰する。

(懲戒)

第45条 学長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、所定の手続きの上、これを懲戒することができる。

一 職務上の義務に違反した場合

二 故意又は重大な過失により岩手大学に損害を与えた場合

三 岩手大学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合

四 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠った場合

五 刑法上の犯罪に該当する行為があつた場合

六 重大な経歴詐称をした場合

七 この規則その他岩手大学の定める諸規則に違反した場合

八 その他前各号に準ずる行為があつた場合

2 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

一 戒告 将来を戒める。

二 減給 1年以内の期間を定め給与を減額する。この場合において、1回の額が平均賃金の1日分の2分の1を超え、1月の額が当該月の給与総額の10分の1を超えないものとする。

三 停職 1年以下の期間を定めて出勤を停止し、その間の給与は支給しない。

- 四 諭旨退職 退職を勧告して退職させる。ただし、勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
- 五 懲戒解雇 即時に解雇する。
- 3 職員の懲戒について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員懲戒規則による。

(訓告等)

第46条 学長は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合で同条第2項の規定による懲戒を行うに至らない程度である者についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告又は厳重注意を文書等により行う。

(損害賠償)

第47条 学長は、職員が故意又は重大な過失によって岩手大学に損害を与えた場合は、第45条又は前条の規定による懲戒等の処分を行うほか、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

## 第8章 安全衛生

(安全管理及び衛生管理)

- 第48条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関係法令のほか、学長の指示を守るとともに、岩手大学が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。
- 2 学長は、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。
- 3 職員の安全管理及び衛生管理について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員安全衛生管理規則による。

## 第9章 母性保護措置

(妊産婦である職員の就業制限等)

第49条 学長は、妊産婦である職員を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

(妊産婦である職員の健康診査)

第50条 学長は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるために勤務しないことを承認しなければならない。

(妊産婦である職員の業務軽減等)

- 第51条 学長は、妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。
- 2 学長は、妊娠中の職員が請求した場合において、その者の業務が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを承認しなければならない。
- 3 学長は、妊娠中の職員が請求した場合において、その者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母胎又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要

とされる時間、勤務しないことを承認しなければならない。

## 第10章 出張

(出張)

第52条 職員は、業務上必要がある場合は、出張を命ぜられる場合がある。

2 出張を命ぜられた職員が帰任したときは、速やかに、上司に報告しなければならない。

(旅費)

第53条 前条の出張を命ぜられた場合の旅費に関して必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学旅費規則による。

## 第11章 知的財産権

(知的財産権)

第54条 知的財産権について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職務発明規則による。

## 第12章 災害補償

(業務上の災害)

第55条 職員の業務上の災害による補償については、労基法、労働基準法施行規則（昭和22年厚生労働省令第23号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）の定めるところによるほか、別に定める国立大学法人岩手大学職員法定外災害補償規則（以下「法定外補償規則」という。）による。

(通勤途上の災害)

第56条 職員の通勤途上の災害による補償については、労災法の定めるところによるほか、別に定める法定外補償規則による。

## 第13章 社会保険

(社会保険)

第57条 職員の社会保険については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の定めるところによる。

## 第14章 福利厚生

(福利厚生)

第58条 学長は、職員の福利厚生の充実に努めるものとする。

## 第15章 退職手当

(退職手当)

第59条 職員の退職手当について必要な事項は、別に定める国立大学法人岩手大学職員退職手当規則による。

## 第16章 不服申立

(不服申立)

第60条 職員は、この規則の身分の取扱いに関して不服がある場合は、学長に申し立てることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本学の講師として在職し、その者が施行の日以後も引き続き講師として在職する間にあっては、改正後の国立大学法人岩手大学職員就業規則第4条中「教員(附属学校教員を除く。) 教授、准教授、助教」とあるのは、「教員(附属学校教員を除く。) 教授、准教授、講師、助教」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年11月23日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き病気休暇を取得している者に係る改正後の規則第16条第1項第1号の規定は、施行日から90日を経過した日の翌日から適用するものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 施行日の前日において、現に採用されている再雇用職員及び継続雇用職員へのこの規則の適用については、国立大学法人岩手大学再雇用職員就業規則第4条及び国立大学法人岩手大学継続雇用職員就業規則第4条に定める雇用期間が満了するまでの間においては、なお従前のおりとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月17日から施行する。  
（定年の段階的引上げ）
- 2 令和5年10月17日から令和13年3月31日までの間における第24条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「職員の定年は満65歳とする。」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年10月17日から令和7年3月31日まで	職員の定年は満61歳とする。ただし、教員（附属学校教員を除く。）については満65歳とする。
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	職員の定年は満62歳とする。ただし、教員（附属学校教員を除く。）については満65歳とする。
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	職員の定年は満63歳とする。ただし、教員（附属学校教員を除く。）については満65歳とする。
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	職員の定年は満64歳とする。ただし、教員（附属学校教員を除く。）については満65歳とする。

（再雇用に関する経過規定）

- 3 前項の規定による令和5年10月17日から令和13年3月31日までの定年の段階的引上げ期間にあっては、改正後の第25条の5第1項中「満60歳に達した日以降における最初の3月31日以降に第21条第1号の規定により退職した者」とあるのは、「就業規則第21条第2号の規定により退職した者又は満60歳に達した日以降における最初の3月31日以降に就業規則第21条第1号の規定により退職した者」と読み替えるものとする。

## 【別紙 9】

### ○国立大学法人東京農工大学職員就業規則

(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規則第 3 号)

改正	平成 17 年 4 月 1 日	17 経教規則第 3 号	平成 17 年 4 月 1 日	17 経教規則第 6 号	平成 17 年 5 月 1 日	17 経教規則第 8 号
	平成 18 年 4 月 1 日	18 経教規則第 1 号	平成 19 年 1 月 15 日	18 経教規則第 7 号	平成 19 年 4 月 1 日	19 経教規則第 2 号
	平成 19 年 11 月 5 日	19 経教規則第 9 号	平成 20 年 4 月 1 日	20 経教規則第 3 号	平成 20 年 6 月 23 日	20 経教規則第 7 号
	平成 20 年 7 月 7 日	20 経教規則第 11 号	平成 20 年 8 月 1 日	20 経教規則第 15 号	平成 21 年 4 月 1 日	20 経教規則第 7 号
	平成 21 年 7 月 27 日	21 経教規則第 20 号	平成 22 年 4 月 1 日	22 経教規則第 3 号	平成 22 年 8 月 1 日	22 経教規則第 7 号
	平成 23 年 4 月 1 日	23 経教規則第 10 号	平成 24 年 11 月 7 日	24 経教規則第 6 号	平成 25 年 4 月 1 日	25 経教規則第 5 号
	平成 25 年 11 月 1 日	経教規則第 11 号	平成 26 年 5 月 12 日	規程第 29 号	平成 26 年 11 月 1 日	規則第 10 号
	平成 27 年 4 月 1 日	規則第 4 号	平成 27 年 10 月 1 日	規則第 6 号	平成 28 年 4 月 1 日	規則第 3 号
	平成 29 年 3 月 3 日	規則第 10 号	平成 30 年 7 月 2 日	規則第 6 号	平成 31 年 4 月 1 日	規則第 3 号
	令和元年 6 月 24 日	規則第 3 号	令和 2 年 3 月 23 日	規則第 5 号	令和 2 年 9 月 1 日	規則第 5 号
	令和 3 年 10 月 1 日	規則第 5 号	令和 5 年 4 月 1 日	規則第 2 号	令和 5 年 7 月 31 日	規則第 5 号
	令和 6 年 4 月 1 日	規則第 1 号				

## 目次

### 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

### 第 2 章 人事

#### 第 1 節 採用(第 5 条—第 10 条)

#### 第 2 節 評価(第 11 条)

#### 第 3 節 昇任(第 12 条)

#### 第 4 節 異動(第 13 条・第 13 条の 2)

#### 第 5 節 休職及び復職(第 14 条—第 16 条)

#### 第 6 節 退職(第 17 条—第 20 条)

#### 第 7 節 解雇、降任(第 21 条—第 25 条)

#### 第 8 節 退職時の責務(第 26 条・第 27 条)

### 第 3 章 給与(第 28 条)

### 第 4 章 服務(第 29 条—第 36 条の 2)

### 第 5 章 労働時間及び休暇等(第 37 条—第 39 条)

### 第 6 章 研修(第 40 条)

第7章	表彰(第41条)
第8章	懲戒等(第42条—第46条)
第9章	安全及び衛生(第47条—第51条)
第10章	出張(第52条・第53条)
第11章	母性の保護(第54条)
第12章	障害者の雇用と保護(第55条)
第13章	災害補償(第56条・第57条)
第14章	退職手当(第58条)
第15章	福利厚生(第59条・第60条)
第16章	知的所有権(第61条)
第17章	苦情処理(第62条)
第18章	規則の作成及び改廃の手續(第63条)
	附則

## 第1章 総則

### (目的及び効力)

第1条 この規則は、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第89条の規定により、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の職員が、学則第1条に定める本学の使命と責務を自覚して職務を遂行するために必要な、職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規則に定めのない事項については、労基法、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法人法」という。)及びその他の法令の定めるところによる。

### (労働協約の優先)

第2条 この規則に定めた事項であっても、労働協約に別の定めがあるときはこれによるものとする。

### (規則の遵守)

第3条 本学及び職員は、ともに法令及びこの規則を守り、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

### (職員の定義及び適用範囲)

第4条 この規則は、次の各号に定義する常時勤務を要する職員に適用する。ただし、別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

- (1) 教育職員 主に教育、研究に従事する者をいう。
- (2) 事務職員 主に事務、図書業務に従事する者をいう。
- (3) 技術職員 主に技術、技能、教育補助者及び医療に従事する者をいう。

2 常時勤務を要しない職員の就業については、別に定める。

- 3 特定のプロジェクト等又は特定の業務に従事する職員の就業については、別に定める。
- 4 学長は、第1項第1号に該当し、極めて優れた教育・研究業績を有すると認める者又は極めて高度の専門的な知識経験若しくは優れた識見を有すると認める者について、別に定める要項により、その都度、個別の労働契約を締結することができる。

## 第2章 人事

### 第1節 採用

#### (採用)

第5条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとし、学長がこれを行う。

- 2 職員の採用に関する事項については、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程に定める。
- 3 職員に任期を定めて採用する場合、その任期は国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程、国立大学法人東京農工大学外国人研究員の雇用に関する規程、国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程及び国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程に定めるところによる。
- 4 育児休業を取得した職員の代替職員を採用する場合、その任期は当該育児休業の取得期間の範囲内においてその都度定める。
- 5 教育職員の採用については、教育研究評議会の議を経るものとする。

#### (赴任)

第6条 職員が採用された場合、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

#### (職員の配置)

第7条 職員の配置は、本学の業務上の必要及び本人の適性等を考慮して学長が行う。

#### (労働条件の明示)

第8条 職員の採用に際しては、採用を決定した職員に対し、学長は次の事項を記載した労働条件通知書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (4) 給与に関する事項
- (5) 退職に関する事項
- (6) 退職手当に関する事項
- (7) 期末・勤勉手当に関する事項
- (8) 安全及び衛生に関する事項
- (9) 研修に関する事項

- (10) 災害補償に関する事項
  - (11) 表彰及び制裁に関する事項
  - (12) 休職に関する事項
- (採用時の提出書類)

第9条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を速やかに提出しなければならない。

- (1) 誓約書
  - (2) 卒業証明書
  - (3) 資格に関する証明書
  - (4) 住民票記載事項証明書
  - (5) 健康診断書
  - (6) 扶養親族等に関する書類
  - (7) その他本学において必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、職員は、所要の書類により、その都度速やかに届け出なければならない。
- 3 本学は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及びその他の関係法令に基づき、職員に対し、同法第2条第5項に規定する個人番号の報告を求めることができる。

(試用期間)

- 第10条 職員として採用された日から3か月間は、試用期間とする。ただし、学長が必要と認めたときは、その期間を設けないことができる。
- 2 採用後3か月間において実際に労働した日数が45日に満たない職員については、その日数が45日に達するまで試用期間を延長することができる。
- 3 試用期間中の職員が、勤務実績の不良なこと、心身に故障があること及びその他職員としての適格性を欠くことにより本学に引き続き雇用しておくことが適当でない場合には、学長は当該職員を解雇することができる。
- 4 試用期間14日を超えた後に解雇する場合は、第21条第3項及び第24条に規定する解雇手続きによるものとする。
- 5 試用期間は、勤続年数に通算する。

## 第2節 評価

(勤務評価)

第11条 学長は、職員の勤務成績について、評価を実施する。

## 第3節 昇任

(昇任)

第12条 職員の昇任については、国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程に定める。

2 教育職員の昇任については、教育研究評議会の議を経るものとする。

#### 第4節 異動

(配置換・出向等)

第13条 学長は、職員に対し、業務上の必要により配置換、兼務、出向又は転籍(以下「配置換等」という)を命じることができる。ただし、転籍を命じるときは本人の個別の同意を得るものとする。

2 配置換、兼務及び出向を命じられた職員は、正当な理由がない限り拒むことができない。

3 職員の配置換等について必要な事項は、別に定める国立大学法人東京農工大学職員異動規程による。

4 配置換等を命じられた場合は、ただちに赴任しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

5 教育職員の配置換等については、教育研究評議会の議を経るものとする。

6 事務職員及び技術職員の60歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日以後の配置換等については、別に定める。

(クロスアポイントメント制度)

第13条の2 職員は、本学及び他機関との間において締結した協定に基づき、双方の身分を併せ有し雇用され、双方の業務を行うこと(以下「クロスアポイントメント」という。)ができる。

2 前項の規定に基づきクロスアポイントメント制度を適用する職員の就業について、協定が、この規則又は本学の他の規則等の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、協定の規定が優先する。

3 その他クロスアポイントメント制度について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程に定める。

#### 第5節 休職及び復職

(休職)

第14条 職員が次の各号の一に該当する場合は、学長は当該職員を休職にすることができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴され、職務の正常な遂行に支障をきたす場合

(3) 水難、火災及びその他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(4) 学校、研究所及び病院等の公共施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合

(5) 労働組合業務に専従する場合

(6) 大学若しくは大学院における修学又は国際貢献活動に参加することを承認された場合

- (7) 前各号に掲げるもののほか、休職にすることが適当と認められるとき。
- 2 教育職員に関して前項第4号、6号及び7号を適用しようとする場合は、教育研究評議会の議を経るものとする。
  - 3 試用期間中の職員については、第1項の規定を適用しない。
  - 4 休職の取扱いについては、国立大学法人東京農工大学職員休職規程に定める。
  - 5 職員を休職にするときは、事由を記載した説明書を交付する。

#### (休職の期間)

第15条 前条第1項各号に掲げる事由による休職の期間(第2号に掲げる事由による休職の期間を除く。)は、原則として3年を超えない範囲内において別に定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、始めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

- 2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属する期間が2年を超えるときは、2年とする。

#### (復職)

第16条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、学長は当該職員を速やかに復職させるものとする。

- 2 休職の期間が満了したときは、当該職員は当然復職するものとする。

### 第6節 退職

#### (退職)

第17条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 退職を申し出て学長から承認されたとき。
- (2) 定年に達したとき。
- (3) 期間を定めて雇用をされている場合、その期間を満了したとき。
- (4) 第14条に定める休職の期間が満了しても、休職事由がなお消滅しないとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 職員が国立大学法人等の役員になるとき。
- (7) 国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程第3条の2に規定する審査の結果、任期の定めのない教育職員としないこととなり、任期を定めて雇用する教育職員としての任期が終了したとき。
- (8) 国立大学法人東京農工大学テニュアトラック教員の任期に関する規程第3条第4項に規定するテニュア付与審査の結果、テニュアを付与しないこととなり、テニュアトラック教員としての任期が終了したとき。
- (9) 国立大学法人東京農工大学キャリアチャレンジ教授の任期に関する規程第3条第2項に規定する教授資格審査の結果、任期の定めのない常時勤務を要する教授の身分を付与しないこととなり、キャリアチャレンジ教授としての任期が終了したとき  
(同規程第5条第2項の場合を除く。)

(10) 大学が退職を勧奨し、応諾したとき。

(自己都合退職)

第 18 条 職員が退職しようとするときは、あらかじめ、退職を予定する日の 30 日前までに文書をもって申し出なければならない。

2 前項の申し出があった場合、業務上特に支障のない限り、学長はこれを承認するものとする。

(早期退職募集制度による退職)

第 18 条の 2 学長は、別に定める定年前に退職する意思を有する職員の募集制度に基づき、職員の退職を承認することができる。

(管理監督職勤務上限年齢による降任)

第 18 条の 3 学長は、管理監督職（国立大学法人東京農工大学職員給与規程第 23 条第 1 項に規定する職）を占める事務職員及び技術職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している事務職員及び技術職員について、当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日以後における最初の 4 月 1 日（以下「異動日」という。）に、管理監督職以外の職への降任をするものとする。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、満 60 歳とする。

3 第 1 項の管理監督職以外の職については、別に定める。

(管理監督職への任用の制限)

第 18 条の 4 学長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している事務職員及び技術職員を、その者が当該管理監督を占めているものとした場合における異動日の翌日以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(定年退職)

第 19 条 職員の定年は、満 65 歳とする。この場合、退職の日は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日とする。

(再雇用)

第 20 条 前条の規定により退職した職員については、学長は国立大学法人東京農工大学再雇用規程に定めるところにより再雇用することができる。

## 第 7 節 解雇、降任

(解雇)

第 21 条 職員が禁錮以上の刑に処せられた場合は、学長は当該職員を解雇する。

2 職員が次の各号の一に該当するときは、学長は当該職員を解雇することができる。

(1) 勤務成績又は業務能率が著しく不良で向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められた場合

(2) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責が果たし得ないと認められた場合

- (3) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障をきたす状態にあつて、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられない場合
  - (4) 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の縮小又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難な場合
  - (5) 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準じるやむを得ない事情により、事業の継続が不可能となった場合
  - (6) その他前各号に準じるやむを得ない事情がある場合
- 3 前項の規定により職員を解雇しようとする場合は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経なければならない。ただし、教育職員の審査は教育研究評議会がこれを行うものとする。

(整理解雇の要件)

第 22 条 学長が前条第 2 項第 4 号及び第 5 号により職員を解雇するときは、次の各号に掲げる要件を満たさなくてはならない。

- (1) 人員整理を行う経営上の必要性が存在すること。
- (2) 人員整理としての解雇を回避する努力義務を履行すること。
- (3) 被解雇者の選定が、客観的で合理的な基準によりなされること。
- (4) 被解雇者及び労働組合に対して事前に説明し、納得を得るよう誠実に協議を行うこと。

(降任)

第 23 条 職員が次の各号の一に該当するときは、学長は当該職員を降任させることができる。

- (1) 勤務成績、業務能率又は勤務状況が不良と認められた場合
  - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、職務に必要な適格性を欠く場合
  - (4) 職員が降任を申し出た場合
- 2 前項(第 4 号を除く。)の規定により職員を降任させようとする場合は、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経なければならない。ただし、教育職員の審査は教育研究評議会がこれを行うものとする。

(解雇制限)

第 24 条 第 21 条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。ただし、第 1 号の場合において療養開始後 3 年を経過しても負傷又は疾病が治らず労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災法」という。)に基づく傷病補償年金の給付がなされ、労基法第 81 条の規定によって打切補償を支払ったものとみなされる場合又は労基法第 19 条第 2 項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後 30 日間
- (2) 労基法第 65 条に規定される産前産後休業の期間及びその後 30 日間

(解雇予告)

第 25 条 第 21 条の規定により職員を解雇する場合は、学長は、次の者を除き、少なくとも 30 日前に本人に予告するか、又は平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。

- (1) 2 か月以内の期間を定めて雇用した者
- (2) 試用期間中であって採用後 14 日以内の者
- (3) 本人の責に帰すべき事由によって解雇する場合で、労働基準監督署長の認定を受けた者
- (4) 天災事変その他やむを得ない事由により、事業継続が不可能となった場合で、労働基準監督署長の認定を受けたとき。

2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。

#### 第 8 節 退職時の責務

(使用物品の返還)

第 26 条 職員が退職又は解雇された場合は、本学から借用した物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書の交付)

第 27 条 職員から労基法第 22 条に定める証明書の交付の請求があった場合は、学長はこれを交付する。

#### 第 3 章 給与

(給与)

第 28 条 職員の給与については、国立大学法人東京農工大学職員給与規程に定める。

#### 第 4 章 服務

(職務専念義務及び誠実義務)

第 29 条 職員は、学校教育法第 83 条に定める大学の目的、本学学則第 1 条に定める本学の使命と目的及びその業務の公共性を自覚し、協力協働して職務に専念しなければならない。

2 職員は、誠実に職務を遂行し、本学の利益と相反する行為を行ってはならない。

3 学長及び役員は、職員がその能力を十分に発揮し、また協力協働して本学の教育研究及び運営に専念できるよう、良好な職場環境の形成に努めるものとする。

(本学の命令に従う義務)

第 30 条 職員は、本学の指示命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善をめざし、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 本学は、その指示命令下にある職員の人格を尊重し、その指導育成に努めなければならない。

(信用失墜行為等の禁止)

第31条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本学の名誉若しくは信用を失墜させ、又は職員全体の名誉を毀損すること。
- (2) 本学の秩序及び規律を乱すこと。

(秘密の遵守)

第32条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、不正の事実を知り得た場合はこの限りではない。

2 職員が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、学長の許可を受けなければならない。

(個人情報取扱い)

第32条の2 職員は、法令及び本学が別に定めるところにより、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(不正の事実の報告)

第33条 職員は、不正の事実を本学に報告したことにより、いかなる不利益も受けない。

(ハラスメントの防止)

第34条 職員は、基本的人権の侵害及びセクシュアル・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行ってはならず、またその予防に努めなければならない。

2 ハラスメントの防止については、国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程に定める。

(兼業)

第35条 職員は、本務遂行に支障がないと認められる場合、兼業に従事することができる。

2 職員が兼業を行おうとする場合は、国立大学法人東京農工大学職員兼業規程に定めるところにより学長の許可を得なければならない。

(職員の倫理)

第36条 職員の職務に係る倫理については、国立大学法人東京農工大学役職員倫理規程に定める。

(障害を理由とする差別解消のための措置)

第36条の2 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、職員が適切に対応するために必要な事項は別に定めるものとする。

## 第5章 労働時間及び休暇等

(労働時間及び休暇等)

第37条 職員の労働時間及び休暇等については、別に定める国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程による。

(在宅勤務)

第 37 条の 2 職員は、通常の勤務場所を離れて、原則として当該職員の自宅において勤務（以下「在宅勤務」という。）することができる。

2 在宅勤務について必要な事項は、別に定める。

（育児休業、介護休業等）

第 38 条 育児休業、介護休業等について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学育児休業、介護休業等規程による。

（配偶者同行休業）

第 39 条 配偶者同行休業について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職員配偶者同行休業規程による。

## 第 6 章 研修

（研修）

第 40 条 学長は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、職員に対して研修機会の提供に努めるものとする。

2 職員は、前項に規定する研修の機会が与えられた場合、又は申請を承認された場合には、研修を受けなければならない。

3 教育職員は、授業計画に支障のない限り、所属長の承認を得て、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 教育職員は、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

## 第 7 章 表彰

（表彰）

第 41 条 職員が次の各号に該当する場合には、学長は当該職員を国立大学法人東京農工大学職員表彰規程に定めるところにより表彰する。

(1) 永年にわたり誠実に勤務し成績が優秀で他の模範となる場合

(2) 本学の名誉となり、又は職員の模範となる善行を行った場合

(3) その他学長が必要と認める場合

## 第 8 章 懲戒等

（懲戒）

第 42 条 懲戒は、懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給又は戒告の区分によるものとし、学長が書面をもって行う。

(1) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。

(2) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告し、これに応じない場合には、予告期間を設けずに即時に解雇する。

(3) 出勤停止 勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。

(4) 減給 一事案について労基法第 12 条に規定する平均賃金の半日分を限度とする。ただし一給与支払期にいくつかの事案が発生した場合には、その減給総額が、給与支払期における給与総額の 10 分の 1 以内の額を上限として給与から減じる。

(5) 戒告 将来を戒める。

(懲戒の事由)

第 43 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、学長は当該職員を懲戒に処する。

- (1) 正当な理由なしに無断欠勤を繰り返した場合
- (2) 正当な理由なしに繰り返し遅刻、早退するなど勤務を怠った場合
- (3) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (4) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (5) 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つけた場合
- (6) 本学の秩序又は風紀を乱した場合
- (7) 重大な経歴詐称をした場合
- (8) その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準じる不都合な行為があった場合

(懲戒の手續等)

第 44 条 懲戒処分の決定は、別に定める国立大学法人東京農工大学懲戒規程に基づき、役員会の下に置かれる審査委員会の審査を経て学長が行う。ただし、教育職員については教育研究評議会の審査を経て学長が行うものとする。

2 学長は、職員を懲戒するに当たって、当該職員に対して弁明のための十分な機会を設けるものとする。

(訓告等)

第 45 条 前条に規定する場合の他、服務を厳正にし、規律を保持するために必要があるときには、学長は訓告、嚴重注意又は注意を文書等により行うことができる。

(損害賠償)

第 46 条 職員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、学長はその損害の全部又は一部を当該職員に賠償させるものとする。

## 第 9 章 安全及び衛生

(学長の責務)

第 47 条 学長は、職員の心身の健康増進と危険防止のために必要な措置をとるものとする。

(協力義務)

第 48 条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)及びその他の関係法令を守るとともに、本学が行う安全、衛生及び健康確保に関する措置に協力し、実行しなければならない。

(健康診断)

第 49 条 職員は、本学が毎年定期的又は臨時に行う健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出した時は、この限りではない。

2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、学長は職員に就業の禁止、労働時間の制限等、当該職員の健康保持に必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、正当な事由がなく前2項の措置を拒んではならない。

(就業禁止)

第50条 職員は、本人、同居人又は近隣の者が伝染病にかかり若しくはその疑いがある等の場合には、直ちに学長に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 学長は、前項の届け出があった場合には、産業医その他の医師の意見を聴いて就業の禁止等必要な措置を講じることができる。

(安全衛生管理)

第51条 安全衛生管理について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程に定めるところによる。

## 第10章 出張

(出張)

第52条 業務上必要がある場合は、旅行命令権者は職員に出張を命じることができる。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときには、速やかに書面により報告しなければならない。

(旅費)

第53条 前条の出張に要する旅費に関しては、国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程に定めるところによる。

## 第11章 母性の保護

(女性職員の就業制限等)

第54条 学長は、妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦である職員」という。)を、妊娠、出産、哺育等にとって有害な業務に就かせないものとする。

2 妊産婦である職員が請求した場合には、学長は当該職員に午後10時から午前5時までの間における深夜労働又は所定の労働時間以外の労働をさせないものとする。

3 1歳に満たない子を養育する職員が請求した場合には、学長は当該職員に休憩時間のほかに1日について2回、1回について30分の育児時間を与えるものとする。

4 生理日の就業が著しく困難な職員が請求した場合には、学長は当該職員を一定期間労働させないことができる。

5 母性の保護について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程及び国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程に定めるところによる。

## 第12章 障害者の雇用と保護

(障害者の雇用)

第55条 学長は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者の雇用の確保及び就業に必要な環境整備を図るものとする。

## 第13章 災害補償

### (業務上の災害補償)

第56条 学長は、職員の業務上における負傷、疾病、障害及び死亡について、労基法、労災法及び国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程の定めるところにより災害補償を行う。

### (通勤上の災害補償)

第57条 学長は、職員の通勤途上における災害については、労災法及び国立大学法人東京農工大学職員休業補償等支給規程の定めるところにより災害補償を行う。

## 第14章 退職手当

### (退職手当)

第58条 職員の退職手当については、国立大学法人東京農工大学職員退職手当規程に定めるところによる。

## 第15章 福利厚生

### (宿舍の利用)

第59条 職員は、本学の宿舍を利用することができる。

### (職員のレクリエーション)

第60条 学長は、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、職員のレクリエーションについて計画を立て、その実施に努める。

## 第16章 知的所有権

### (知的所有権)

第61条 知的所有権に関する必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職務発明規程に定めるところによる。

## 第17章 苦情処理

### (苦情処理)

第62条 学長は、職員の給与、労働時間、勤務評価、日常の労働環境及び不利益処分等に関する苦情の解決を図るため、相談窓口を設置する。

2 職員から寄せられた苦情処理について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学苦情相談規程に定める。

## 第18章 規則の作成及び改廃の手續

### (作成及び改廃の手續)

第63条 学長は、就業規則、関連規程及び細則の作成及び改廃について、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

2 労働者の過半数を代表する者は、各事業場において、労働者の総意を得て定められた方法により選出された者とする。

- 3 本規則の条項のうち、教育研究評議会の関与を定めた条項を改廃する場合には、教育研究評議会の議を経るものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 事務職員及び技術職員の令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳

附 則(平成17年4月1日 17経教規則第3号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日 17経教規則第6号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月1日 17経教規則第8号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日 18経教規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年1月15日 18経教規則第7号)

この規則は、平成19年1月15日から施行し、第4条第3項を改正する規定は、平成18年9月1日から適用する。ただし、「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則に関する規定は、平成18年10月1日から適用するものとする。また、第5条第3項を改正する規定は、平成18年11月15日から適用する。

附 則(平成19年4月1日 19経教規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月5日 19経教規則第9号)

この規則は、平成19年11月5日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則(平成20年4月1日 20経教規則第3号)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行し、第63条第2項を改正する規定は、平成20年3月1日から適用する。
- 2 この規則の施行に伴い、国立大学法人東京農工大学過半数代表者選出規程(16 経教規程第43号)は、廃止する。

附 則(平成20年6月23日 20 経教規則第7号)

この規則は、平成20年6月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。ただし、第4条第3項にかかる改正については、平成20年5月1日から適用する。

附 則(平成20年7月7日 20 経教規則第11号)

この規則は、平成20年7月7日から施行し、平成20年6月1日から適用する。

附 則(平成20年8月1日 20 経教規則第15号)

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日 20 経教規則第7号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年7月27日 21 経教規則第20号)

この規則は、平成21年7月27日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則(平成22年4月1日 22 経教規則第3号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年8月1日 22 経教規則第7号)

この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日 23 経教規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年11月7日 24 経教規則第6号)

この規則は、平成24年11月7日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則(平成25年4月1日 25 経教規則第5号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月1日 経教規則第11号)

- 1 この規則は、平成25年11月1日から施行する。

2 国立大学法人東京農工大学教育職員選定年規程は、廃止する。

附 則(平成 26 年 5 月 12 日規程第 29 号)

この規程は、平成 26 年 5 月 12 日から施行し、平成 19 年 12 月 26 日から適用する。

附 則(平成 26 年 11 月 1 日規則第 10 号)

この規則は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日規則第 4 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、第 17 条第 8 号の改正規定は平成 26 年 6 月 2 日から、同条第 9 号の改正規定は平成 26 年 11 月 1 日から、それぞれ適用する。

附 則(平成 27 年 10 月 1 日規則第 6 号)

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 3 日規則第 10 号)

この規則は、平成 29 年 3 月 3 日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 2 日規則第 6 号)

この規則は、平成 30 年 7 月 2 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 1 日規則第 3 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月 24 日規則第 3 号)

この規程は、令和元年 6 月 24 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日規則第 5 号)

この規程は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(令和 2 年 9 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 10 月 1 日規則第 5 号)

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和5年4月1日規則第2号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月31日規則第5号)

この規則は、令和5年7月31日から施行する。

附 則(令和6年4月1日規則第1号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。